

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-1-6	<p>1 - 1 - 9 現場技術員</p> <p>請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合、または監督職員により通知があった場合には、次の各号によらなければならない。</p>	<p>請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。</p>	表現の変更
共-1-11	<p>1 - 1 - 21 建設副産物</p> <p>3 . 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-1-12	<p>6 .</p> <p>(2) 建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）を発行しなければならない。</p> <p>8 . 請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>6 .</p> <p>(2) 建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行しなければならない。</p> <p>8 . 請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂22.4.1】

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																		
共-1-14	<p style="text-align: center;">表 1 - 1 段階確認一覧表 1 / 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドドレーン</td> <td>施工完了時</td> </tr> <tr> <td>ペーパドレーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌</td> <td rowspan="3">施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌</td> </tr> <tr> <td>セメントミルク攪拌</td> </tr> <tr> <td>生石灰バイル</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢板工 （任意仮設を除く）</td> <td>鋼矢板</td> <td>打込時</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板</td> <td>打込完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既製杭工</td> <td rowspan="2">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> </tr> <tr> <td>打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場所打杭工</td> <td>リバース杭</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭</td> <td>鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時</td> </tr> <tr> <td>深礎工</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時</td> </tr> <tr> <td>オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工</td> <td></td> <td>鉄杵挿え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td></td> <td>打込時 打込完了時 杭頭処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換工（重要構造物）</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>築堤・護岸工</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	袋詰式サンドドレーン	施工完了時	ペーパドレーン		締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時	高圧噴射攪拌	セメントミルク攪拌	生石灰バイル	施工時	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	鋼管矢板	打込完了時	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時	場所打杭工	リバース杭	掘削完了時	オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵挿え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時	鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時	置換工（重要構造物）		掘削完了時	築堤・護岸工		法線設置完了時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理・路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドドレーン</td> <td>施工完了時</td> </tr> <tr> <td>ペーパドレーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションバイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌</td> <td rowspan="3">施工時 施工完了時</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌</td> </tr> <tr> <td>セメントミルク攪拌</td> </tr> <tr> <td>生石灰バイル</td> <td>施工時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢板工 （任意仮設を除く）</td> <td>鋼矢板</td> <td>打込時</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板</td> <td>打込完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既製杭工</td> <td rowspan="2">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> </tr> <tr> <td>打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場所打杭工</td> <td>リバース杭</td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭</td> <td>鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時</td> </tr> <tr> <td>深礎工</td> <td></td> <td>土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時</td> </tr> <tr> <td>オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工</td> <td></td> <td>鉄杵挿え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>鋼管井筒基礎工</td> <td></td> <td>打込時 打込完了時 杭頭処理完了時</td> </tr> <tr> <td>置換工（重要構造物）</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> </tr> <tr> <td>築堤・護岸工</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	置換	掘削完了時	サンドマット	処理完了時	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	袋詰式サンドドレーン	施工完了時	ペーパドレーン		締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時	高圧噴射攪拌	セメントミルク攪拌	生石灰バイル	施工時	矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	鋼管矢板	打込完了時	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時	場所打杭工	リバース杭	掘削完了時	オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵挿え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時	鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時	置換工（重要構造物）		掘削完了時	築堤・護岸工		法線設置完了時	表現の変更
種 別	細 別	確 認 時 期																																																																																																																																			
指定仮設工		設置完了時																																																																																																																																			
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																																																																																																			
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時																																																																																																																																			
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																																			
	置換	掘削完了時																																																																																																																																			
	サンドマット	処理完了時																																																																																																																																			
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																																			
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																																			
	ペーパドレーン																																																																																																																																				
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時																																																																																																																																			
固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時																																																																																																																																			
	高圧噴射攪拌																																																																																																																																				
	セメントミルク攪拌																																																																																																																																				
	生石灰バイル	施工時																																																																																																																																			
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時																																																																																																																																			
	鋼管矢板	打込完了時																																																																																																																																			
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時																																																																																																																																			
		打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時																																																																																																																																			
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時																																																																																																																																			
	オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時																																																																																																																																			
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時																																																																																																																																			
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵挿え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時																																																																																																																																			
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時																																																																																																																																			
置換工（重要構造物）		掘削完了時																																																																																																																																			
築堤・護岸工		法線設置完了時																																																																																																																																			
種 別	細 別	確 認 時 期																																																																																																																																			
指定仮設工		設置完了時																																																																																																																																			
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時																																																																																																																																			
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時																																																																																																																																			
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時																																																																																																																																			
	置換	掘削完了時																																																																																																																																			
	サンドマット	処理完了時																																																																																																																																			
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時																																																																																																																																			
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時																																																																																																																																			
	ペーパドレーン																																																																																																																																				
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時																																																																																																																																			
固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時																																																																																																																																			
	高圧噴射攪拌																																																																																																																																				
	セメントミルク攪拌																																																																																																																																				
	生石灰バイル	施工時																																																																																																																																			
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時																																																																																																																																			
	鋼管矢板	打込完了時																																																																																																																																			
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時																																																																																																																																			
		打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時																																																																																																																																			
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時																																																																																																																																			
	オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時																																																																																																																																			
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時																																																																																																																																			
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵挿え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時																																																																																																																																			
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時																																																																																																																																			
置換工（重要構造物）		掘削完了時																																																																																																																																			
築堤・護岸工		法線設置完了時																																																																																																																																			

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-1-18	<p>1 - 1 - 23 出来形数量の算出</p> <p>1 . 請負者は、施設の完成後すみやかに、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、すみやかに出来形数量を算出しなければならない。また、監督職員から請求があった場合には、ただちにその結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1 - 1 - 23 数量の算出及び完成図</p> <p>1 . 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出しその結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-1-19	<p>1 - 1 - 27 中間検査</p> <p>6 . 請負者は、当該中間検査については、第1編1 - 1 - 22第2項の規定を準用する。</p>	<p>6 . 請負者は、当該技術検査については、第1編1 - 1 - 22第2項の規定を準用する。</p>	<p>誤謬</p>
共-1-20	<p>1 - 1 - 29 施工管理</p> <p>3 . 請負者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時までに提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p>3 . 請負者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-1-20	<p>1 - 1 - 32 工事中の安全管理</p> <p>1. 請負者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	<p>1. 請負者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	表現の変更
共-1-25	<p>1 - 1 - 36 環境対策</p> <p>6. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-1-26	<p>7. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p> <p>8. 請負者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、長崎県の環境物品等調達方針で定める特定調達品目を使用するよう努めるものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>7. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
共-1-29	<p>1 - 1 - 39 諸法令の遵守</p> <p>1 .</p> <p>(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-1-32	<p>1 - 1 - 47 臨機の措置</p> <p>1 . 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
共-1-36	<p>1 - 1 - 51 暴力団等による不当要求の排除対策</p> <p>請負者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成22年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>請負者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成49年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	表現の変更
共-1-37	<p>1 - 1 - 52 再生資材の利用</p> <p>2 . 粒度調整砕石、クラッシャランの再生資材を使用する場合は、長崎県リサイクル製品等認定制度の認定を受けた製品を使用するものとする。</p>	<p>2 . 粒度調整砕石、クラッシャランの再生資材を使用する場合は、長崎県リサイクル製品等認定制度の認定を受けた、または県産品資材（主木・建築資材）の優先使用に関する要領に基づいた製品を使用するものとする。</p>	要領の廃止
共-1-38	<p>1 - 1 - 54 下請人の県内優先活用</p> <p>1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。また、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。</p>	表現の変更
	<p>1 - 1 - 55 建設機械等に使用する燃料</p> <p>請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等から採油する調査に対して協力しなければならない。</p>	<p>請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等から採油する調査に対して協力しなければならない。</p>	脱字

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-1	<p>第1節 適用</p> <p>また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。</p> <p>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、完成時まで提出しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。</p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、完成時に提出しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、設計図書において見本または品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-2-3	<p>2 - 4 - 1 石材</p> <p>JIS A 5003 (石材)</p> <p>2 - 5 - 1 一般事項</p> <p>JIS A 5011 - 4</p> <p>(コンクリート用スラグ骨材 (電気炉酸化スラグ骨材))</p>	<p>JIS A 5003</p> <p>原文なし</p>	<p>脱字</p> <p>追記</p>
共-2-4	<p>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要												
共-2-4	<p>2 - 5 - 2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>表 2 - 2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p>	<p>表 2 - 2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート の細骨材の粒度の範囲</p>	<p>表現の変更</p>												
共-2-5	<p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1" data-bbox="322 606 1048 821"> <thead> <tr> <th>ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th>ふるいを通るものの重量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1.2</td> <td>90 ~ 100</td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>60 ~ 80</td> </tr> <tr> <td>0.3</td> <td>20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td>0.15</td> <td>5 ~ 30</td> </tr> </tbody> </table>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)	2.5	100	1.2	90 ~ 100	0.6	60 ~ 80	0.3	20 ~ 50	0.15	5 ~ 30		<p>追記</p>
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)														
2.5	100														
1.2	90 ~ 100														
0.6	60 ~ 80														
0.3	20 ~ 50														
0.15	5 ~ 30														
共-2-6	<p>表 2 - 4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <p>[注] これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の 大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであっ て、単独に用いるものではない。</p> <p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1" data-bbox="286 1281 1090 1337"> <tbody> <tr> <td>最小寸法</td> <td>15mm以上。</td> </tr> <tr> <td>最大寸法</td> <td>部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの1/2以下。</td> </tr> </tbody> </table>	最小寸法	15mm以上。	最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの1/2以下。	<p>表 2 - 4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート の粗骨材の粒度の範囲</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p>								
最小寸法	15mm以上。														
最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの1/2以下。														

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																		
共-2-7	<p>2 - 5 - 3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>表 2 - 6 砕石の粒度</p> <p>削除</p>	<p>〔注3〕製鋼スラグの粒度は、単粒度砕石の粒度を使用する。</p>	削除																																																																																																		
共-2-8	<p>表 2 - 8 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1" data-bbox="322 647 1088 1214"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40 ~ 0</th> <th>30 ~ 0</th> <th>25 ~ 0</th> </tr> <tr> <th>(R M - 40)</th> <th>(R M - 30)</th> <th>(R M - 25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">ふるい目 の開き</td> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95 ~ 100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>-</td> <td>95 ~ 100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>95 ~ 100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60 ~ 90</td> <td>60 ~ 90</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>55 ~ 85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30 ~ 65</td> <td>30 ~ 65</td> <td>30 ~ 65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20 ~ 50</td> <td>20 ~ 50</td> <td>20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td>425 μ m</td> <td>10 ~ 30</td> <td>10 ~ 30</td> <td>10 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>75 μ m</td> <td>2 ~ 10</td> <td>2 ~ 10</td> <td>2 ~ 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 - 9 耐久性の目標値</p> <p>〔注〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の「A 0 0 4 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。</p>	粒度範囲 (呼び名)		40 ~ 0	30 ~ 0	25 ~ 0	(R M - 40)	(R M - 30)	(R M - 25)	ふるい目 の開き	53mm	100			37.5mm	95 ~ 100	100		31.5mm	-	95 ~ 100	100	26.5mm	-	-	95 ~ 100	19mm	60 ~ 90	60 ~ 90	-	13.2mm	-	-	55 ~ 85	4.75mm	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65	2.36mm	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50	425 μ m	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30	75 μ m	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10	<table border="1" data-bbox="1167 647 1933 1214"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40 ~ 0</th> <th>30 ~ 0</th> <th>25 ~ 0</th> </tr> <tr> <th>(R M - 40)</th> <th>(R M - 30)</th> <th>(R M - 20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">ふるい目 の開き</td> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95 ~ 100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>-</td> <td>95 ~ 100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>95 ~ 100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60 ~ 90</td> <td>60 ~ 90</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>55 ~ 85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30 ~ 65</td> <td>30 ~ 65</td> <td>30 ~ 65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20 ~ 50</td> <td>20 ~ 50</td> <td>20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td>425 μ m</td> <td>10 ~ 30</td> <td>10 ~ 30</td> <td>10 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>75 μ m</td> <td>2 ~ 10</td> <td>2 ~ 10</td> <td>2 ~ 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p>	粒度範囲 (呼び名)		40 ~ 0	30 ~ 0	25 ~ 0	(R M - 40)	(R M - 30)	(R M - 20)	ふるい目 の開き	53mm	100			37.5mm	95 ~ 100	100		31.5mm	-	95 ~ 100	100	26.5mm	-	-	95 ~ 100	19mm	60 ~ 90	60 ~ 90	-	13.2mm	-	-	55 ~ 85	4.75mm	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65	2.36mm	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50	425 μ m	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30	75 μ m	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
粒度範囲 (呼び名)				40 ~ 0	30 ~ 0	25 ~ 0																																																																																															
		(R M - 40)	(R M - 30)	(R M - 25)																																																																																																	
ふるい目 の開き	53mm	100																																																																																																			
	37.5mm	95 ~ 100	100																																																																																																		
	31.5mm	-	95 ~ 100	100																																																																																																	
	26.5mm	-	-	95 ~ 100																																																																																																	
	19mm	60 ~ 90	60 ~ 90	-																																																																																																	
	13.2mm	-	-	55 ~ 85																																																																																																	
	4.75mm	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65																																																																																																	
	2.36mm	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50																																																																																																	
	425 μ m	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30																																																																																																	
	75 μ m	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10																																																																																																	
	粒度範囲 (呼び名)		40 ~ 0	30 ~ 0	25 ~ 0																																																																																																
(R M - 40)			(R M - 30)	(R M - 20)																																																																																																	
ふるい目 の開き	53mm	100																																																																																																			
	37.5mm	95 ~ 100	100																																																																																																		
	31.5mm	-	95 ~ 100	100																																																																																																	
	26.5mm	-	-	95 ~ 100																																																																																																	
	19mm	60 ~ 90	60 ~ 90	-																																																																																																	
	13.2mm	-	-	55 ~ 85																																																																																																	
	4.75mm	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65																																																																																																	
	2.36mm	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50																																																																																																	
	425 μ m	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30																																																																																																	
	75 μ m	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10																																																																																																	

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-9	<p data-bbox="324 272 689 300">表 2 - 10 砕石の品質の目標値</p> <p data-bbox="297 360 1057 421">〔注 2〕 上層路盤用砕石については、主として使用する粒径について行えばよい。</p> <p data-bbox="309 507 1048 754">4 . 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2 - 11によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ、及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。</p> <p data-bbox="324 855 663 882">表 2 - 12 鉄鋼スラグの規格</p> <p data-bbox="371 951 432 978">削除</p>	<p data-bbox="1216 368 1335 395">原文なし</p> <p data-bbox="1155 507 1895 632">4 . 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2 - 11によるものとする。</p> <p data-bbox="1133 946 1906 1129">〔注 3〕 エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鉾スラグにのみ適用する。</p>	<p data-bbox="1964 368 2024 395">追記</p> <p data-bbox="1964 515 2114 542">表現の変更</p> <p data-bbox="1964 951 2024 978">削除</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																
共-2-10	<p data-bbox="322 272 663 300">表 2 - 13 製鋼スラグの規格</p> <p data-bbox="293 363 1028 421">[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p data-bbox="293 459 1057 644">[注2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p> <p data-bbox="293 655 1057 713">[注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p> <p data-bbox="322 807 790 834">表 2 - 14 スクリーニングスの粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="286 845 1077 986"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="286 845 501 901">ふるい目の開き 呼び名</th> <th colspan="6" data-bbox="506 845 1077 901">ふるいを通るものの質量百分率（%）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="286 904 405 932">種類</th> <th data-bbox="409 904 501 932"></th> <th data-bbox="506 904 598 932">4.75mm</th> <th data-bbox="602 904 694 932">2.36mm</th> <th data-bbox="698 904 790 932">600 μm</th> <th data-bbox="795 904 887 932">300 μm</th> <th data-bbox="891 904 983 932">150 μm</th> <th data-bbox="987 904 1077 932">75 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 935 405 986">スクリーニングス</td> <td data-bbox="409 935 501 986">F.2.5</td> <td data-bbox="506 935 598 986">100</td> <td data-bbox="602 935 694 986">85～100</td> <td data-bbox="698 935 790 986">25～55</td> <td data-bbox="795 935 887 986">15～40</td> <td data-bbox="891 935 983 986">7～28</td> <td data-bbox="987 935 1077 986">0～20</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="600 1002 1050 1029">(JIS A 5001 1995 (道路用碎石))</p>	ふるい目の開き 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率（%）						種類		4.75mm	2.36mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm	スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20	<p data-bbox="1167 272 1794 300">表 2 - 13 製鋼スラグ(主として加熱混合用)の規格</p> <p data-bbox="1218 368 1335 395">原文なし</p> <p data-bbox="1218 469 1335 496">原文なし</p> <p data-bbox="1218 660 1335 687">原文なし</p> <p data-bbox="1167 807 1861 834">表 2 - 14 スクリーニングスの粒度範囲(JISA5001-1995)</p> <table border="1" data-bbox="1131 845 1921 986"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1131 845 1346 901">ふるい目の開き 呼び名</th> <th colspan="6" data-bbox="1350 845 1921 901">通過質量百分率（%）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1131 904 1249 932">種類</th> <th data-bbox="1254 904 1346 932"></th> <th data-bbox="1350 904 1442 932">4.75mm</th> <th data-bbox="1447 904 1538 932">2.36mm</th> <th data-bbox="1543 904 1635 932">600 μm</th> <th data-bbox="1639 904 1731 932">300 μm</th> <th data-bbox="1736 904 1827 932">150 μm</th> <th data-bbox="1832 904 1921 932">75 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 935 1249 986">スクリーニングス</td> <td data-bbox="1254 935 1346 986">F.2.5</td> <td data-bbox="1350 935 1442 986">100</td> <td data-bbox="1447 935 1538 986">85～100</td> <td data-bbox="1543 935 1635 986">25～55</td> <td data-bbox="1639 935 1731 986">15～40</td> <td data-bbox="1736 935 1827 986">7～28</td> <td data-bbox="1832 935 1921 986">0～20</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目の開き 呼び名		通過質量百分率（%）						種類		4.75mm	2.36mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm	スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20	<p data-bbox="1962 272 2114 300">表現の変更</p> <p data-bbox="1962 368 2024 395">追記</p> <p data-bbox="1962 469 2024 496">追記</p> <p data-bbox="1962 660 2024 687">追記</p> <p data-bbox="1962 807 2114 834">表現の変更</p>
ふるい目の開き 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率（%）																																																	
種類		4.75mm	2.36mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm																																												
スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20																																												
ふるい目の開き 呼び名		通過質量百分率（%）																																																	
種類		4.75mm	2.36mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm																																												
スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20																																												

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-11	<p>2 - 5 - 4 アスファルト用再生骨材</p> <p>表 2 - 15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <p>[注1] 各項目は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。</p>	<p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] 表2-15の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注5] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																		
共-2-11	<p>[注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p> <p>削除</p>	<p>[注6] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p> <p>[注7] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が表2-15に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p>																		
共-2-12	<p>2 - 5 - 5 フィラー</p> <p>1 . フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。</p> <p>2 . 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 16の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2 - 16 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="322 1233 1043 1401"> <thead> <tr> <th>ふるい目(μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90~100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70~100</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	600	100	150	90~100	75	70~100	<p>1 . 石粉は、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石粉及びフライアッシュは、水分1.0%以下で微粒子の団粒になったものを含まないものとする。</p> <p>2 . 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 16の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2 - 16 石灰岩を粉砕した石粉の品質規格 (JISA 5008-1995)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1233 1895 1442"> <thead> <tr> <th>ふるい目(μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90~100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70~100</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>1%以下</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	600	100	150	90~100	75	70~100	水分	1%以下	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																				
600	100																				
150	90~100																				
75	70~100																				
ふるい目(μm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																				
600	100																				
150	90~100																				
75	70~100																				
水分	1%以下																				

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																		
共-2-12	<p data-bbox="309 263 1048 359">3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-17に適合するものとする。</p> <p data-bbox="324 416 1057 496">表2-17 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定</p> <p data-bbox="324 560 584 592">表2-18 工業用石灰</p> <table border="1" data-bbox="320 598 1066 799"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">等級</th> <th rowspan="2">酸化カルシウムCaO (%)</th> <th rowspan="2">不純物 (%)</th> <th rowspan="2">二酸化炭素CO2 (%)</th> <th colspan="2">粉末度残分 (%)</th> </tr> <tr> <th>600 μm</th> <th>600 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生石灰</td> <td>特号</td> <td>93.0以上</td> <td>3.2以下</td> <td>2.0以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>90.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消石灰</td> <td>特号</td> <td>72.5以上</td> <td>3.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>全通</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>70.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>全通</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="309 890 1048 1018">5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。</p>	種類	等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度残分 (%)		600 μm	600 μm	生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-	1号	90.0以上	-	-	-	-	消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下	1号	70.0以上	-	-	全通	-	<p data-bbox="1211 268 1818 300">改訂後の内容を追記したため、以下番号の変更。</p> <p data-bbox="1167 416 1908 496">表2-17 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値</p> <table border="1" data-bbox="1167 598 1912 855"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">等級</th> <th rowspan="2">酸化カルシウムCaO (%)</th> <th rowspan="2">不純物 (%)</th> <th rowspan="2">二酸化炭素CO2 (%)</th> <th colspan="2">粉末度残分 (%)</th> </tr> <tr> <th>600 μm</th> <th>600 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生石灰</td> <td>特号</td> <td>93.0以上</td> <td>3.2以下</td> <td>2.0以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>90.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>80.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消石灰</td> <td>特号</td> <td>72.5以上</td> <td>3.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>全通</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>70.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>全通</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>65.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>全通</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1144 890 1899 1082">4. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント)、JIS R 5213 (フライアッシュセメント)の規格に適合するものとする。</p>	種類	等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度残分 (%)		600 μm	600 μm	生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-	1号	90.0以上	-	-	-	-	2号	80.0以上	-	-	-	-	消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下	1号	70.0以上	-	-	全通	-	2号	65.0以上	-	-	全通	-	<p data-bbox="1966 268 2024 300">追記</p> <p data-bbox="1966 416 2114 448">表現の変更</p> <p data-bbox="1966 895 2114 927">表現の変更</p>
種類	等級						酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度残分 (%)																																																																											
		600 μm	600 μm																																																																																		
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-																																																																															
	1号	90.0以上	-	-	-	-																																																																															
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下																																																																															
	1号	70.0以上	-	-	全通	-																																																																															
種類	等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度残分 (%)																																																																																
					600 μm	600 μm																																																																															
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-																																																																															
	1号	90.0以上	-	-	-	-																																																																															
	2号	80.0以上	-	-	-	-																																																																															
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下																																																																															
	1号	70.0以上	-	-	全通	-																																																																															
	2号	65.0以上	-	-	全通	-																																																																															
共-2-13	<p data-bbox="280 1145 539 1177">2-5-6 安定材</p> <p data-bbox="324 1241 869 1273">表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <p data-bbox="324 1378 1048 1442">〔注〕 各種類とも120、150、180のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。</p>	<p data-bbox="1167 1241 1720 1273">表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <p data-bbox="1653 1289 1908 1321">(JISA 2207-1996)</p> <p data-bbox="1167 1378 1899 1442">〔注〕 各種類とも120、150、180のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記すること。</p>	<p data-bbox="1966 1241 2114 1273">表現の変更</p> <p data-bbox="1966 1385 2114 1417">表現の変更</p>																																																																																		

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共-2-14	<p>表 2 - 20 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項 目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK - 1</th> <th>PK - 2</th> <th>PK - 3</th> <th>PK - 4</th> <th>MK - 1</th> <th>MK - 2</th> <th>MK - 3</th> <th>MN - 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングレー度 (25)</td> <td colspan="2">3 ~ 15</td> <td colspan="2">1 ~ 6</td> <td colspan="3">3 ~ 40</td> <td>2 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="7">2/3以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2"></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2"></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (%)</td> <td colspan="7"></td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="7"></td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="2">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25) (1/10mm)</td> <td>100を 超え</td> <td>150を 超え</td> <td>100を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>300以下</td> <td>150以下</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5)</td> <td colspan="7">粗粒子、塊のないこと</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および表面処理用 温暖期浸透用</td> <td>および表面処理用 寒冷期浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>プライムコート用 及びセメント</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>セメント・乳剤 安定処理剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</p> <p>2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。</p> <p>3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号および1号)、消石灰 (特号および1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。</p>	種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1	エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30	ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上							-	粗粒度骨材混合性				均等であること				-	密粒度骨材混合性				均等であること				-	土まじり骨材混合性 (%)								5以下	セメント混合性 (%)								1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上		57以上	蒸発残留物	針入度 (25) (1/10mm)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	トルエン可溶分 (%)	200以下	300以下	300以下	150以下	200以下	300以下	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5)	粗粒子、塊のないこと							-	主な用途	および表面処理用 温暖期浸透用	および表面処理用 寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤 安定処理剤	<p>表 2 - 20 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208-2000)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項 目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK - 1</th> <th>PK - 2</th> <th>PK - 3</th> <th>PK - 4</th> <th>MK - 1</th> <th>MK - 2</th> <th>MK - 3</th> <th>MN - 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングレー度 (25)</td> <td colspan="2">3 ~ 15</td> <td colspan="2">1 ~ 6</td> <td colspan="3">3 ~ 40</td> <td>2 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="7">2/3以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2"></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2"></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (%)</td> <td colspan="7"></td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="7"></td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="2">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25) (1/10mm)</td> <td>100を 超え</td> <td>150を 超え</td> <td>100を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>300以下</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>300以下</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5)</td> <td colspan="7">粗粒子、塊のないこと</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および表面処理用 温暖期浸透用</td> <td>および表面処理用 寒冷期浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>プライムコート用 及びセメント</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>セメント・乳剤 安定処理剤</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. セメント安定処理に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント)、JIS R 5243 (フライアッシュセメント) の規格に適合するものとする。</p> <p>3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる工業用石灰や、生石灰、消石灰、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。</p>	種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1	エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30	ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上							-	粗粒度骨材混合性				均等であること				-	密粒度骨材混合性				均等であること				-	土まじり骨材混合性 (%)								5以下	セメント混合性 (%)								1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上		57以上	蒸発残留物	針入度 (25) (1/10mm)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	トルエン可溶分 (%)	200以下	300以下	300以下	200以下	300以下	300以下	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5)	粗粒子、塊のないこと							-	主な用途	および表面処理用 温暖期浸透用	および表面処理用 寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤 安定処理剤	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1																																																																																																																																																																																																																																																																																			
エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
付着度	2/3以上							-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
粗粒度骨材混合性				均等であること				-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
密粒度骨材混合性				均等であること				-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
土まじり骨材混合性 (%)								5以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
セメント混合性 (%)								1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上		57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																				
蒸発残留物	針入度 (25) (1/10mm)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	トルエン可溶分 (%)	200以下	300以下	300以下	150以下	200以下	300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																				
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
凍結安定度 (-5)	粗粒子、塊のないこと							-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
主な用途	および表面処理用 温暖期浸透用	および表面処理用 寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤 安定処理剤																																																																																																																																																																																																																																																																																		
種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1																																																																																																																																																																																																																																																																																			
エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
付着度	2/3以上							-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
粗粒度骨材混合性				均等であること				-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
密粒度骨材混合性				均等であること				-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
土まじり骨材混合性 (%)								5以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
セメント混合性 (%)								1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上		57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																				
蒸発残留物	針入度 (25) (1/10mm)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	トルエン可溶分 (%)	200以下	300以下	300以下	200以下	300以下	300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																				
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																			
凍結安定度 (-5)	粗粒子、塊のないこと							-																																																																																																																																																																																																																																																																																			
主な用途	および表面処理用 温暖期浸透用	および表面処理用 寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用 及びセメント	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤 安定処理剤																																																																																																																																																																																																																																																																																		

長崎県建設工事共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂22.4.1】

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-15	2 - 7 - 2 構造用圧延鋼材		
	削除	JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)	削除
	2 - 7 - 5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品		
	JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)	JIS G 5101 (炭素鋼鋳鉄品)	誤謬
	JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鋼品)	誤謬
共-2-16	2 - 7 - 6 ボルト用鋼材		
	JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)	JIS M 2506 (ロックボルト)	脱字
	2 - 7 - 7 溶接材料		
	JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用 サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)	JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用 サブマージアーク溶接ワイヤ)	脱字
	削除	JIS B 1198 (頭付きスタッド)	削除
2 - 7 - 11 鉄網			
	ただし、ネットフェンスに使用する金網は、線径2.6mm以上、ZGS - 7以上、網目50mm以内とする。	原文なし	追記
	JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)	JIS G 3551 (溶接金網)	脱字

長崎県建設工事共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂22.4.1】

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-17	2 - 7 - 16 ガードレール(路側用、分離帯用) (2) 支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	(2) 支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	脱字
共-2-18	2 - 7 - 17 ガードケーブル(路側用、分離帯用) (2) 支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	(2) 支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	脱字
	2 - 7 - 18 ガードパイプ(路側用、分離帯用) (1) パイプ JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	(1) パイプ JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	脱字
	(2) 支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	(2) 支柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	脱字
	(4) 継手 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	(4) 継手 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	脱字
共-2-21	2 - 8 - 3 混和材料 3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。 4 . 混和剤として用いるA E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能A E 減水剤、高性能減水剤、流動化剤および硬化促進剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。	3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。 4 . 混和剤として用いるA E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能A E 減水剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。	脱字 表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-21	<p style="color: red;">改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>2 - 8 - 4 コンクリート用水</p> <p>1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道またはJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2 . ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。</p>	<p>5 . 混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D-101に適合するものとする。</p> <p>1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道または JSCE-B-101あるいは JIS A 5308 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2 . 原文なし</p>	<p>削除</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p>
共-2-22	<p>2 - 9 - 2 セメントコンクリート製品</p> <p>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査 方法 通則)</p>	<p>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査 及び 通則)</p>	<p>表現の変更</p>
共-2-23	<p>2 - 10 - 1 一般瀝青材料</p> <p>表 2 - 23 舗装用石油アスファルトの品質規格</p>	<p>表 2 - 23 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <p style="color: blue;">(JISA-2207-1996)</p>	<p>表現の変更</p>
共-2-24	<p>2 . ポリマー改質アスファルトは、表 2 - 24 の性状に適合するものとする。また、請負者 は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2 - 24 に示す値に適合していることを 確認 しなければならない。</p>	<p>2 . ポリマー改質アスファルトは、表 2 - 24 の性状に適合するものとする。また、請負者 は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ 使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2 - 24 に示す値に適合していることを 確認 しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																												
共-2-24	<p>表 2 - 24 ポリマー改質アスファルトの標準的性状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">種 類 付加記号</th> <th colspan="4">型</th> <th colspan="2">H型</th> </tr> <tr> <th>型</th> <th>型</th> <th>型-W</th> <th>型-WF</th> <th>H型-F</th> <th>H型-F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟化点</td> <td></td> <td>50.0以上</td> <td>56.0以上</td> <td colspan="2">70.0以上</td> <td colspan="2">80.0以上</td> </tr> <tr> <td>伸 度(7)</td> <td>cm</td> <td>30以上</td> <td>-</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>伸 度(15)</td> <td>cm</td> <td>-</td> <td>30以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>タフネス(25)</td> <td>N・m</td> <td>5.0以上</td> <td>8.0以上</td> <td colspan="2">16以上</td> <td>20以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>テナシティ(25)</td> <td>N・m</td> <td>2.5以上</td> <td>4.0以上</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗骨材の剥離面積率</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フラース脆化点</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-12以下</td> <td>-</td> <td>-12以下</td> </tr> <tr> <td>曲げ仕事量 (-20)</td> <td>kpa</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>400以上</td> </tr> <tr> <td>曲げスティクス(-20)</td> <td>MPa</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>針入度(25)</td> <td>1/10mm</td> <td colspan="6">40以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td colspan="6">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後針入度残留率</td> <td>%</td> <td colspan="6">65以上</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td></td> <td colspan="6">260以上</td> </tr> <tr> <td>密度(15)</td> <td>g/cm3</td> <td colspan="6">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適混合温度</td> <td></td> <td colspan="6">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適締め温度</td> <td></td> <td colspan="6">試験表に付記</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	種 類 付加記号	型				H型		型	型	型-W	型-WF	H型-F	H型-F	軟化点		50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上		伸 度(7)	cm	30以上	-	-		-	-	伸 度(15)	cm	-	30以上	50以上		50以上	-	タフネス(25)	N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	-	テナシティ(25)	N・m	2.5以上	4.0以上	-		-	-	粗骨材の剥離面積率	%	-	-	-	5以下	-	-	フラース脆化点		-	-	-	-12以下	-	-12以下	曲げ仕事量 (-20)	kpa	-	-	-	-	-	400以上	曲げスティクス(-20)	MPa	-	-	-	-	-	100以下	針入度(25)	1/10mm	40以上						薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下						薄膜加熱後針入度残留率	%	65以上						引火点		260以上						密度(15)	g/cm3	試験表に付記						最適混合温度		試験表に付記						最適締め温度		試験表に付記						<p>表 2 - 25 セミブローンアスファルト(AC - 100)の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">種 類 付加記号</th> <th colspan="4">型</th> <th colspan="2">H型</th> </tr> <tr> <th>型</th> <th>型</th> <th>型-W</th> <th>型-WF</th> <th>H型-F</th> <th>H型-F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟化点</td> <td></td> <td>50.0以上</td> <td>56.0以上</td> <td colspan="2">70.0以上</td> <td colspan="2">80.0以上</td> </tr> <tr> <td>伸 度(7)</td> <td>cm</td> <td>30以上</td> <td>-</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>伸 度(15)</td> <td>cm</td> <td>-</td> <td>30以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>タフネス(25)</td> <td>N・m</td> <td>5.0以上</td> <td>8.0以上</td> <td colspan="2">16以上</td> <td>20以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>テナシティ(25)</td> <td>N・m</td> <td>2.5以上</td> <td>4.0以上</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗骨材の剥離面積率</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フラース脆化点</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-12以下</td> <td>-</td> <td>-12以下</td> </tr> <tr> <td>曲げ仕事量 (-20)</td> <td>kpa</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>400以上</td> </tr> <tr> <td>曲げスティクス(-20)</td> <td>MPa</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>針入度(25)</td> <td>1/10mm</td> <td colspan="6">40以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td colspan="6">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後針入度残留率</td> <td>%</td> <td colspan="6">65以上</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td></td> <td colspan="6">260以上</td> </tr> <tr> <td>密度(15)</td> <td>g/cm3</td> <td colspan="6">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適混合温度</td> <td></td> <td colspan="6">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適締め温度</td> <td></td> <td colspan="6">試験表に付記</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	種 類 付加記号	型				H型		型	型	型-W	型-WF	H型-F	H型-F	軟化点		50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上		伸 度(7)	cm	30以上	-	-		-	-	伸 度(15)	cm	-	30以上	50以上		50以上	-	タフネス(25)	N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	-	テナシティ(25)	N・m	2.5以上	4.0以上	-		-	-	粗骨材の剥離面積率	%	-	-	-	5以下	-	-	フラース脆化点		-	-	-	-12以下	-	-12以下	曲げ仕事量 (-20)	kpa	-	-	-	-	-	400以上	曲げスティクス(-20)	MPa	-	-	-	-	-	100以下	針入度(25)	1/10mm	40以上						薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下						薄膜加熱後針入度残留率	%	65以上						引火点		260以上						密度(15)	g/cm3	試験表に付記						最適混合温度		試験表に付記						最適締め温度		試験表に付記						表現の変更
項 目	種 類 付加記号			型				H型																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		型	型	型-W	型-WF	H型-F	H型-F																																																																																																																																																																																																																																																																																								
軟化点		50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上																																																																																																																																																																																																																																																																																									
伸 度(7)	cm	30以上	-	-		-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
伸 度(15)	cm	-	30以上	50以上		50以上	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
タフネス(25)	N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
テナシティ(25)	N・m	2.5以上	4.0以上	-		-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
粗骨材の剥離面積率	%	-	-	-	5以下	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
フラース脆化点		-	-	-	-12以下	-	-12以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
曲げ仕事量 (-20)	kpa	-	-	-	-	-	400以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
曲げスティクス(-20)	MPa	-	-	-	-	-	100以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
針入度(25)	1/10mm	40以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
薄膜加熱後針入度残留率	%	65以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
引火点		260以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
密度(15)	g/cm3	試験表に付記																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最適混合温度		試験表に付記																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最適締め温度		試験表に付記																																																																																																																																																																																																																																																																																													
項 目	種 類 付加記号	型				H型																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		型	型	型-W	型-WF	H型-F	H型-F																																																																																																																																																																																																																																																																																								
軟化点		50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上																																																																																																																																																																																																																																																																																									
伸 度(7)	cm	30以上	-	-		-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
伸 度(15)	cm	-	30以上	50以上		50以上	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
タフネス(25)	N・m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
テナシティ(25)	N・m	2.5以上	4.0以上	-		-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
粗骨材の剥離面積率	%	-	-	-	5以下	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																								
フラース脆化点		-	-	-	-12以下	-	-12以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
曲げ仕事量 (-20)	kpa	-	-	-	-	-	400以上																																																																																																																																																																																																																																																																																								
曲げスティクス(-20)	MPa	-	-	-	-	-	100以下																																																																																																																																																																																																																																																																																								
針入度(25)	1/10mm	40以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
薄膜加熱後針入度残留率	%	65以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
引火点		260以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
密度(15)	g/cm3	試験表に付記																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最適混合温度		試験表に付記																																																																																																																																																																																																																																																																																													
最適締め温度		試験表に付記																																																																																																																																																																																																																																																																																													
共-2-25	<p>表 2 - 25 セミブローンアスファルト(AC - 100)の規格</p>	<p>表 2 - 25 セミブローンアスファルト(AC - 100)の品質規格</p>	表現の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																												

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
共-2-26	<p>表 2 - 26 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項 目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK - 1</th> <th>PK - 2</th> <th>PK - 3</th> <th>PK - 4</th> <th>MK - 1</th> <th>MK - 2</th> <th>MK - 3</th> <th>MN - 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングレー度 (25)</td> <td colspan="2">3 ~ 15</td> <td colspan="2">1 ~ 6</td> <td colspan="3">3 ~ 40</td> <td>2 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="3">2/3以上</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (%)</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25)</td> <td>100を 超え</td> <td>150を 超え</td> <td>100を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> </tr> <tr> <td>(1/10mm)</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>300以下</td> <td>150以下</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="3">98以上</td> <td colspan="3">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-.5)</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および 温暖期 表面処理用</td> <td>および 表面 処理用</td> <td>寒冷期 浸透用</td> <td>安定処理 層養生用</td> <td>プライム コート用 及び セメント</td> <td>タック コート用</td> <td>粗粒度 骨材混 合用</td> <td>密粒度 骨材混 合用</td> <td>土混り 骨材混 合用</td> <td>セメント・ 乳剤 安定処理 剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</p>	種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1	エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30	ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上			-				-	粗粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-	密粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-	土まじり骨材混合性 (%)	-			-		5以下		-	セメント混合性 (%)	-			-		-		1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留物	針入度 (25)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	(1/10mm)	200以下	300以下	300以下	150以下	200以下	300以下	300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上			97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-.5)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-	主な用途	および 温暖期 表面処理用	および 表面 処理用	寒冷期 浸透用	安定処理 層養生用	プライム コート用 及び セメント	タック コート用	粗粒度 骨材混 合用	密粒度 骨材混 合用	土混り 骨材混 合用	セメント・ 乳剤 安定処理 剤	<p>表 2 - 26 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208-2000)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項 目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK - 1</th> <th>PK - 2</th> <th>PK - 3</th> <th>PK - 4</th> <th>MK - 1</th> <th>MK - 2</th> <th>MK - 3</th> <th>MN - 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングレー度 (25)</td> <td colspan="2">3 ~ 15</td> <td colspan="2">1 ~ 6</td> <td colspan="3">3 ~ 40</td> <td>2 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="3">2/3以上</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (%)</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25)</td> <td>100を 超え</td> <td>150を 超え</td> <td>100を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> <td>60を 超え</td> </tr> <tr> <td>(1/10mm)</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>300以下</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> <td>200以下</td> <td>300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="3">98以上</td> <td colspan="3">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-.5)</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および 温暖期 表面処理用</td> <td>および 表面 処理用</td> <td>寒冷期 浸透用</td> <td>安定処理 層養生用</td> <td>プライム コート用 及び セメント</td> <td>タック コート用</td> <td>粗粒度 骨材混 合用</td> <td>密粒度 骨材混 合用</td> <td>土混り 骨材混 合用</td> <td>セメント・ 乳剤 安定処理 剤</td> </tr> </tbody> </table>	種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1	エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30	ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上			-				-	粗粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-	密粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-	土まじり骨材混合性 (%)	-			-		5以下		-	セメント混合性 (%)	-			-		-		1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留物	針入度 (25)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	(1/10mm)	200以下	300以下	300以下	200以下	300以下	200以下	300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上			97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-.5)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-	主な用途	および 温暖期 表面処理用	および 表面 処理用	寒冷期 浸透用	安定処理 層養生用	プライム コート用 及び セメント	タック コート用	粗粒度 骨材混 合用	密粒度 骨材混 合用	土混り 骨材混 合用	セメント・ 乳剤 安定処理 剤	<p>表現の変更</p>
種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
付着度	2/3以上			-				-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
粗粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
密粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土まじり骨材混合性 (%)	-			-		5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
セメント混合性 (%)	-			-		-		1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
蒸発残留物	針入度 (25)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	(1/10mm)	200以下	300以下	300以下	150以下	200以下	300以下	300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上			97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
凍結安定度 (-.5)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な用途	および 温暖期 表面処理用	および 表面 処理用	寒冷期 浸透用	安定処理 層養生用	プライム コート用 及び セメント	タック コート用	粗粒度 骨材混 合用	密粒度 骨材混 合用	土混り 骨材混 合用	セメント・ 乳剤 安定処理 剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
種類及び記号 項 目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	PK - 1	PK - 2	PK - 3	PK - 4	MK - 1	MK - 2	MK - 3	MN - 1																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
エングレー度 (25)	3 ~ 15		1 ~ 6		3 ~ 40			2 ~ 30																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
付着度	2/3以上			-				-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
粗粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
密粒度骨材混合性	-			均等であること		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土まじり骨材混合性 (%)	-			-		5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
セメント混合性 (%)	-			-		-		1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
蒸発残留物	針入度 (25)	100を 超え	150を 超え	100を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え	60を 超え																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	(1/10mm)	200以下	300以下	300以下	200以下	300以下	200以下	300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上			97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
凍結安定度 (-.5)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な用途	および 温暖期 表面処理用	および 表面 処理用	寒冷期 浸透用	安定処理 層養生用	プライム コート用 及び セメント	タック コート用	粗粒度 骨材混 合用	密粒度 骨材混 合用	土混り 骨材混 合用	セメント・ 乳剤 安定処理 剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																					
共-2-28	<p data-bbox="309 268 1003 300">7. グースアスファルトは表 - 29の規格を標準とする。</p> <p data-bbox="275 368 627 400">2 - 10 - 3 再生用添加剤</p> <p data-bbox="322 464 913 496">表 2 - 30 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p> <p data-bbox="871 512 1057 544">路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="320 550 1057 746"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25)</td> <td>SFS</td> <td>15 ~ 85</td> <td rowspan="6">舗装調査・試験法便覧参照</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td></td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60)</td> <td>mm²/s</td> <td>50 ~ 300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="322 951 837 983">表 2 - 31 再生用添加剤の品質 (オイル系)</p> <p data-bbox="871 999 1057 1031">路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="320 1037 1057 1177"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td></td> <td>200以上</td> <td rowspan="4">舗装調査・試験法便覧参照</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60)</td> <td>mm²/s</td> <td>50 ~ 300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="322 1289 871 1321">表 2 - 32 再生用添加時の品質 プラント再生用</p>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25)	SFS	15 ~ 85	舗装調査・試験法便覧参照	蒸発残留分	%	60以上	引火点 (COC)		200以上	粘度 (60)	mm ² /s	50 ~ 300	薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	項目	単位	規格値	試験方法	引火点 (COC)		200以上	舗装調査・試験法便覧参照	粘度 (60)	mm ² /s	50 ~ 300	薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	<p data-bbox="1211 268 1335 300">原文なし</p> <p data-bbox="1167 464 1760 496">表 2 - 30 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p> <table border="1" data-bbox="1164 550 1904 869"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度 (15)</td> <td>g/cm³</td> <td>報告</td> <td>JIS K-2249</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25)</td> <td>SFS</td> <td>15 ~ 85</td> <td rowspan="2">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>密度 (15)</td> <td>g/cm³</td> <td>報告</td> <td>JIS K-2249</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td></td> <td>200以上</td> <td rowspan="4">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60)</td> <td>eSt</td> <td>50 ~ 300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td></td> <td>報告</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1167 951 1682 983">表 2 - 31 再生用添加剤の品質 (オイル系)</p> <table border="1" data-bbox="1164 1037 1904 1236"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度 (15)</td> <td>g/cm³</td> <td>報告</td> <td>JIS K-2249</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td></td> <td>200以上</td> <td rowspan="4">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60)</td> <td>eSt</td> <td>50 ~ 300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td></td> <td>報告</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1167 1289 1536 1321">表 2 - 32 再生用添加時の品質</p>	項目	単位	規格値	試験方法	密度 (15)	g/cm³	報告	JIS K-2249	粘度 (25)	SFS	15 ~ 85	舗装試験法便覧	蒸発残留分	%	60以上	密度 (15)	g/cm³	報告	JIS K-2249	引火点 (COC)		200以上	舗装試験法便覧	粘度 (60)	eSt	50 ~ 300	薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	組成分析		報告		項目	単位	規格値	試験方法	密度 (15)	g/cm³	報告	JIS K-2249	引火点 (COC)		200以上	舗装試験法便覧	粘度 (60)	eSt	50 ~ 300	薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	組成分析		報告		<p data-bbox="1957 268 2024 300">追記</p> <p data-bbox="1957 464 2114 496">表現の変更</p> <p data-bbox="1957 951 2114 983">表現の変更</p> <p data-bbox="1957 1289 2114 1321">表現の変更</p>
項目	単位	規格値	試験方法																																																																																																					
粘度 (25)	SFS	15 ~ 85	舗装調査・試験法便覧参照																																																																																																					
蒸発残留分	%	60以上																																																																																																						
引火点 (COC)		200以上																																																																																																						
粘度 (60)	mm ² /s	50 ~ 300																																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																																																						
項目	単位	規格値	試験方法																																																																																																					
引火点 (COC)		200以上	舗装調査・試験法便覧参照																																																																																																					
粘度 (60)	mm ² /s	50 ~ 300																																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																																																						
項目	単位	規格値	試験方法																																																																																																					
密度 (15)	g/cm³	報告	JIS K-2249																																																																																																					
粘度 (25)	SFS	15 ~ 85	舗装試験法便覧																																																																																																					
蒸発残留分	%	60以上																																																																																																						
密度 (15)	g/cm³	報告	JIS K-2249																																																																																																					
引火点 (COC)		200以上	舗装試験法便覧																																																																																																					
粘度 (60)	eSt	50 ~ 300																																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																																																						
組成分析		報告																																																																																																						
項目	単位	規格値	試験方法																																																																																																					
密度 (15)	g/cm³	報告	JIS K-2249																																																																																																					
引火点 (COC)		200以上	舗装試験法便覧																																																																																																					
粘度 (60)	eSt	50 ~ 300																																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比(60)		2以下																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																																																						
組成分析		報告																																																																																																						
共-2-29	<p data-bbox="322 1289 871 1321">表 2 - 32 再生用添加時の品質 プラント再生用</p>	<p data-bbox="1167 1289 1536 1321">表 2 - 32 再生用添加時の品質</p>	<p data-bbox="1957 1289 2114 1321">表現の変更</p>																																																																																																					

長崎県建設工事共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂22.4.1】

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-29	削除	〔注1〕再生用添加剤の品質は、使用実績をもとにアスファルト系及び石油潤滑油系を主体に定めたものである。動植物系、アスファルト乳剤系等については、使用実績が少ないので品質は示していない。	削除
	削除	〔注2〕動粘度(60)は旧アスファルトの針入度等の性状を回復できることおよび引火点も考慮して定めたものである。	削除
	削除	〔注3〕引火点は、再生加熱アスファルト混合物製造時における作業の安全性を考慮して示している。	削除
	削除	〔注4〕薄膜加熱後の粘度比および薄膜加熱質量変化率は、再生用添加剤そのものの耐熱性を評価するために示している。	削除
共-2-30	2 - 13 - 1 一般事項 4 . JIS K 5627 (ジンククロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジンククロメートさび止めペイント)	JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)	脱字 脱字
	共-2-30 2 - 14 - 1 道路標識 (1) 標識板 JIS K 6718 (プラスチック - メタクリル樹脂板)	(1) 標識板 JIS K 6718 (メタクリル樹脂板)	脱字
共-2-31	2 - 14 - 2 区画線 JIS K 5665 (路面表示用塗料)	JIS K 5665	脱字

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-2-32	<p>削除</p> <p>2 - 15 - 2 合成樹脂製品</p> <p>JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6742 (水道用ポリ硬質塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性 - 第 1 部 : 厚さ1mm以上の板)</p> <p>JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)</p> <p>JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)</p>	<p>JIS R 3301—路面標示塗料用ガラスビーズ</p> <p>2 - 13 - 2 合成樹脂製品</p> <p>JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6745 (硬質塩化ビニル板)</p> <p>JIS K 6773 (塩化ビニル樹脂製止水板)</p> <p>JIS A 6008 (合成高分子ルーフィング)</p>	<p>削除</p> <p>誤謬</p> <p>脱字</p> <p>脱字</p> <p>脱字</p> <p>表現の変更</p> <p>脱字</p>
共-3-1	<p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年 6 月)</p> <p>環境庁 水質汚濁に係わる環境基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年 1 月)</p>	<p>日本道路協会 舗装試験法便覧 (昭和63年11月)</p> <p>環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について(告示)</p> <p>(平成16年3月)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-2	<p>削除</p>	<p>日本道路協会—舗装設計施工指針 (平成18年 2 月)</p>	<p>削除</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-2	<p>建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針（設計 および保守管理）</p> <p>労働省 ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン （平成20年3月）</p>	<p>建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針</p> <p>（平成42年4月）</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-3	<p>3 - 3 - 2 材料</p> <p>2 . 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2 - 9 - 2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石についてはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずるものとする。</p>	<p>2 . 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2 - 9 - 2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石についてはJIS A 5308に準ずるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-5	<p>3 - 3 - 2 材料</p> <p>10 . 請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</p>	<p>10 . 請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-8	<p>3 - 3 - 6 吹付工</p> <p>6 . 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去および清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。</p>	<p>6 . 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去後、清掃し、かつ、湿らせてから吹付けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-14	<p>(2) 工作 請負者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。</p> <p>請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。</p>	<p>(2) 工作 請負者は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。</p> <p>請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-16	<p>(4) 溶接施工試験</p> <p>4) 再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。</p>	<p>(4) 溶接施工試験</p> <p>4) 再試験は、最初の個数の2倍とする。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-17	<p>(7) 組立溶接</p> <p>仮付け溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。</p> <p>(8) 予熱 請負者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-4により予熱することを標準とする。</p>	<p>(7) 組立溶接</p> <p>仮付け溶接のすみ肉(または換算)脚長は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。</p> <p>(8) 予熱 請負者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-4により予熱しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-20	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上</p> <p>圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上</p>	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上</p> <p>圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-23	<p>3 - 3 - 15 工場塗装工</p> <p>2 .</p> <p>素地調整程度 1種</p> <p>塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、除せい(錆)程度のISO規格でS a2 1/2)し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p>3 . 請負者は、気温、湿度の条件が表3 - 12の塗装禁止制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>2 .</p> <p>1種ケレン</p> <p>塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、ISO規格でS a2 1/2-5以上)し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p>3 . 請負者は、気温、湿度の条件が表3 - 12の制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																											
共-3-24	<p>表3 - 12 塗布禁止条件</p> <table border="1" data-bbox="320 308 1059 1082"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下, 30以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>0以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p> <p>4. 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1種を行わなければならない。</p> <p>8. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状況にしてから使用しなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗			弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表3 - 12 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" data-bbox="1167 308 1906 1114"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下, 30以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>0以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p> <p>4. 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、第1種ケレンを行わなければならない。</p> <p>8. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗			弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																												
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																																														
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																														
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																														
垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																														
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																														
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																														
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																												
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																														
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																														
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																														
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																														
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																														
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																												
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																																														
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																														
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																														
垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																														
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																														
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																														
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																												
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																														
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																														
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																														
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																														

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-25	<p>10. 下塗</p> <p>(4) 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない</p> <p>(5) 請負者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。</p> <p>11. 中塗り、上塗り</p> <p>(2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p>	<p>10. 下塗</p> <p>(4) 請負者は、塗装作業にあたってエアレススプレー塗装を原則とするが、小物部材や部材の凹凸部、エッジ部等の塗膜が薄くなりやすい部分にはハケで先行塗装するものとする。</p> <p>(5) 請負者は、第1種の素地調整を行ったときは、4時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。</p> <p>11. 中塗り、上塗り</p> <p>(2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までを作業工程、作業手順を確保しながら、すみやかに塗装しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-26	<p>3 - 3 - 16 コンクリート面塗装工</p> <p>1.</p> <p>(1) 請負者は、コンクリート表面に付着したレタンス、じんあい(埃)、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。</p> <p>3.</p> <p>(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟系エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5 以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟系ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0 以下のとき</p>	<p>1.</p> <p>(1) 請負者は、コンクリート表面に付着したじんあい、粉化物等塗装に悪影響を及ぼすものは除去しなければならない。</p> <p>3.</p> <p>(1) 気温が、エポキシ系塗料を用いる場合で5 以下のとき、ポリアウタン系塗料を用いる場合で0 以下のとき</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-26	(6) コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき	(6) コンクリート面が結露しているとき	表現の変更
共-3-27	3-4-4 既製杭工 4. 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め 施工計画書 に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに 検査時まで に 提出 しなければならない。	4. 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め 施工計画書 に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに 検査時 に 提出 しなければならない。	表現の変更
共-3-28	14. 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準) 施工8.3くい施工で、8.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が 設計図書 に示された支持層付近に達した時点で支持層の 確認 をするとともに、 確認 のための資料を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、 検査時まで に 提出 しなければならない。	14. 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201—施工6.3各種工法による施工で、6.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が 設計図書 に示された支持層付近に達した時点で支持層の 確認 をするとともに、 確認 のための資料を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、 検査時 に 提出 しなければならない。	表現の変更
共-3-30	21. (10) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、 検査時まで に 提出 しなければならない。	21. (10) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに、 検査時 に 提出 しなければならない。	表現の変更
共-3-31	3-4-5 場所打杭工 2. 請負者は、杭長決定の管理方法等を定め 施工計画書 に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに 検査時まで に 提出 しなければならない。	2. 請負者は、杭長決定の管理方法等を定め 施工計画書 に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、 監督職員 の請求があった場合は、遅滞なく 提示 するとともに 検査時 に 提出 しなければならない。	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-31	<p>9. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>9. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-32	<p>14. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。</p> <p>23. 請負者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。</p>	<p>14. 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より50cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。</p> <p>原文なし</p>	表現の変更 追記
共-3-33	<p>3 - 4 - 6 深礎工</p> <p>4. 請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p> <p>13. 請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>13. 請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-33	<p>3 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工</p> <p>4 . 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-34	<p>9 . 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>9 . 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
	<p>3 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>3 . 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-35	<p>7 . 請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-35	<p>3 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工</p> <p>2 . 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-37	<p>11 .</p> <p>(9) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>11 .</p> <p>(9) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、監督職員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-39	<p>3 - 5 - 3 コンクリートブロック工</p> <p>5 . 請負者は、コンクリートブロック積の施工にあたり、基礎コンクリートの縦断勾配について設計図書に定めがない場合、原則として基礎コンクリートを水平に施工しなければならない。</p>	<p>5 . 請負者は、コンクリートブロック積の施工にあたり、基礎コンクリートの縦断勾配について設計図書に定めがない場合、原則として基礎コンクリートを水平に施工しなければならない。ただし、縦断勾配3/100程度までは、縦断勾配に平行に施工することもできる。なお、縦断勾配が3/100以上の場合は、原則として段切り(一段根入れ高)を設けて調整しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-41	<p>3 - 5 - 4 緑化ブロック工</p> <p>4 . 請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、請負者はその原因を調査し監督職員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、請負者はその原因を調査し監督職員に通知するとともに、再度施工し、施工結果を監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																
共-3-42	<p>3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料</p> <p>2. 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、請負者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督職員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>4.</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督職員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p>	<p>2. 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、請負者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督職員に提出することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>4.</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督職員に提出することで品質証明書に代えるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																
共-3-43	<p>表3 - 15 下層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="320 1086 1066 1358"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>20以上 [30以上]</td> </tr> <tr> <td>高炉徐冷スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製鋼スラグ</td> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	6以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	20以上 [30以上]	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	<table border="1" data-bbox="1167 1086 1912 1382"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装試験法便覧 1-3-5(1988) 1-3-6(1988)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1(1988)</td> <td>20以上 [30以上]</td> </tr> <tr> <td>高炉徐冷スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-2(1988)</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製鋼スラグ</td> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-4(1988)</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等	PI	舗装試験法便覧 1-3-5(1988) 1-3-6(1988)	6以下	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1(1988)	20以上 [30以上]	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2-3-2(1988)	呈色なし	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2-3-4(1988)	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	<p>表現の変更</p>
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																															
粒状路盤	クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	6以下																																															
		修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	20以上 [30以上]																																															
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし																																															
	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下																																															
		エージング期間	-	6ヵ月以上																																															
	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																														
粒状路盤	クラッシャーラン 砂利、砂 再生クラッシャーラン等	PI	舗装試験法便覧 1-3-5(1988) 1-3-6(1988)	6以下																																															
		修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1(1988)	20以上 [30以上]																																															
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2-3-2(1988)	呈色なし																																															
	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2-3-4(1988)	1.5以下																																															
		エージング期間	-	6ヵ月以上																																															

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																
共-3-44	<p>表 3 - 16 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="320 308 1061 483"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整碎石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整碎石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3 - 17 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="320 695 1061 871"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">粒度調整鉄鋼スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>一軸圧縮強さ(MPa)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量(kg/l)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A023</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3 - 18 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="320 1083 1061 1299"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>一軸圧縮強さ [14日](MPa)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>1.2以上</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量(kg/l)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A023</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	一軸圧縮強さ(MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	-	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上	種 別	試験項目	試験方法	規格値	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	一軸圧縮強さ [14日](MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2以上	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上	<table border="1" data-bbox="1167 308 1908 632"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整碎石</td> <td>PI</td> <td>舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整碎石</td> <td>PI</td> <td>舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)</td> <td>80以上 [90以上]</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1167 695 1908 1003"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">粒度調整鉄鋼スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-2 (1988)</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-4 (1988)</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>一軸圧縮強さ(MPa)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-3 (1988)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量(kg/l)</td> <td>舗装試験法便覧 4-9-5 (1988)</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1167 1083 1908 1407"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-2 (1988)</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-4 (1988)</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>一軸圧縮強さ [14日](MPa)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-3 (1988)</td> <td>1.2以上</td> </tr> <tr> <td>修正CBR(%)</td> <td>舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量(kg/l)</td> <td>舗装試験法便覧 4-9-5 (1988)</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上	再生粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上 [90以上]	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2-3-2 (1988)	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2-3-4 (1988)	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	一軸圧縮強さ(MPa)	舗装試験法便覧 2-3-3 (1988)	-	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上	単位容積質量(kg/l)	舗装試験法便覧 4-9-5 (1988)	1.5以上	種 別	試験項目	試験方法	規格値	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2-3-2 (1988)	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2-3-4 (1988)	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	一軸圧縮強さ [14日](MPa)	舗装試験法便覧 2-3-3 (1988)	1.2以上	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上	単位容積質量(kg/l)	舗装試験法便覧 4-9-5 (1988)	1.5以上	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																																																																
粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																																																																																																
再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]																																																																																																																																
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																																																																
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																																																																																																																																
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下																																																																																																																																
	エージング期間	-	6ヵ月以上																																																																																																																																
	一軸圧縮強さ(MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	-																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																																																																																																
	単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上																																																																																																																																
	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																																																															
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																																																																																																																																
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下																																																																																																																																
	エージング期間	-	6ヵ月以上																																																																																																																																
	一軸圧縮強さ [14日](MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2以上																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																																																																																																
	単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上																																																																																																																																
	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																																																															
粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上																																																																																																																																
再生粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4以下																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上 [90以上]																																																																																																																																
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																																																																
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2-3-2 (1988)	呈色なし																																																																																																																																
	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2-3-4 (1988)	1.5以下																																																																																																																																
	エージング期間	-	6ヵ月以上																																																																																																																																
	一軸圧縮強さ(MPa)	舗装試験法便覧 2-3-3 (1988)	-																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上																																																																																																																																
	単位容積質量(kg/l)	舗装試験法便覧 4-9-5 (1988)	1.5以上																																																																																																																																
	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																																																															
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 2-3-2 (1988)	呈色なし																																																																																																																																
	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 2-3-4 (1988)	1.5以下																																																																																																																																
	エージング期間	-	6ヵ月以上																																																																																																																																
	一軸圧縮強さ [14日](MPa)	舗装試験法便覧 2-3-3 (1988)	1.2以上																																																																																																																																
	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	80以上																																																																																																																																
	単位容積質量(kg/l)	舗装試験法便覧 4-9-5 (1988)	1.5以上																																																																																																																																

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-45	<p>表3 - 20 鉄鋼スラグの品質規格</p> <p>(注) 水浸膨張比の規格は、3 ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。</p>	<p>(注) 水浸膨張比の規格は、3 ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装試験法便覧 3-7-8(1988)を参照する。</p>	表現の変更
共-3-46	<p>表3 - 21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <p>[注2] 各項目は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75µmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p>	<p>[注2] 表2-15の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注5] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75µmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-46	<p>[注4] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75µmふるいにとどまるものと、水洗後の75µmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである (旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75µmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p>削除</p> <p>11 . (1) 請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書 (認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表) の写しを工事に使用する前に監督職員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>12 . 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。</p>	<p>[注6] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75µmふるいにとどまるものと、水洗後の75µmふるいにとどまるものを気乾もしくは60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める (旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75µmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p>[注7] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が表2-15に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。</p> <p>11 . (1) 請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書 (認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表) の写しを工事に使用する前に監督職員に提出することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>12 . 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、プラント再生舗装技術指針による。</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																														
共-3-46	<p>13 . (2) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以上とする。</p>	<p>13 . (2) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以下とする。</p>	表現の変更																														
	<p>14 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、溶融スラグ (JIS A 5032:2006)、砂及び再生骨材とするものとする。</p>	<p>14 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、溶融スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。</p>	表現の変更																														
共-3-47	<p>15 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、溶融スラグ (JIS A 5032:2006)、またはそれらを混合したものとする。ただし、溶融スラグ (JIS A 5032:2006) は、加熱アスファルト混合物のみで使用できる。</p>	<p>15 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。</p>	表現の変更																														
共-3-49	<p>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</p> <p>3 . (2) 請負者は、施工に先だって、舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成19年6月) に示されるE013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3 . (2) 請負者は、施工に先だって、舗装試験法便覧 2-4-3 (1988) に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更																														
共-3-50	<p>表 3 - 24 安定処理路盤の品質規格</p> <p>下層路盤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>0.7MPa</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	石 灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.7MPa	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>0.7MPa</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa	石 灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.7MPa	表現の変更
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																													
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa																													
石 灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.7MPa																													
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																													
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa																													
石 灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.7MPa																													

頁	改訂後	改訂前	摘要																														
共-3-50	<p>上層路盤</p> <table border="1" data-bbox="320 308 1059 456"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>2.9MPa</td> </tr> <tr> <td>石灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 請負者は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa	石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	<table border="1" data-bbox="1164 308 1904 456"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>2.9MPa</td> </tr> <tr> <td>石灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 請負者は、舗装試験法便覧1-3-8 (1988)に示される(突固め試験方法5-(2))方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	2.9MPa	石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa	表現の変更
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																													
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa																													
石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa																													
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																													
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	2.9MPa																													
石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa																													
共-3-51	<p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p> <p>4 . (2)</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督職員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p>	<p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地は次に施工する部分の材料を敷均し、整形、締固めを行う際に、すでに施工した部分に損傷を与えることのないよう保護するものとする。</p> <p>4 . (2)</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督職員に提出することで品質証明書に代えるものとする。</p>	表現の変更																														

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-52	(4) なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを工事に使用する前に 監督職員に提示 することで品質証明書に代えるものとする。	(4) なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを工事に使用する前に 監督職員に提出 することで品質証明書に代えるものとする。	表現の変更
共-3-53	(16) 請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	(16) 請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、監督職員と協議しなければなら ない。	表現の変更
共-3-54	(24) 請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	(24) 請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置 しなければならない。	表現の変更
共-3-54	5 . (5) 開粒度アスファルト混合物の場合 $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \cdot \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$	5 . (5) $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表層供試体の空中質量 (g)} \cdot \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}$	表現の変更
共-3-55	3 - 6 - 6 コンクリート舗装工 3 . (2) 請負者は、施工に先立って、舗装調査・試験法便覧(日本道路協会、平成19年6月)に示されるE013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	3 . (2) 請負者は、施工に先立って、舗装試験法便覧 2-4-3(1988) に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければなら ない。	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																												
共-3-56	<p>表 3 - 26 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="322 309 1061 456"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>0.5MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3 - 27 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="322 552 1061 699"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>2.0MPa</td> </tr> <tr> <td>石灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 請負者は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa	石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa	<p>表 3 - 26 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1167 309 1906 456"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>0.5MPa</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1167 552 1906 699"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>2.0MPa</td> </tr> <tr> <td>石灰安定処理</td> <td>-</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)</td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 請負者は、舗装試験法便覧1-3-8 (1988)に示される(突固め試験方法5-(2))方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa	石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.5MPa	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	2.0MPa	石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa	表現の変更
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																											
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa																																																											
石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa																																																											
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																											
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa																																																											
石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa																																																											
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																											
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa																																																											
石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.5MPa																																																											
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																											
セメント安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	2.0MPa																																																											
石灰安定処理	-	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 2-4-3 (1988)	0.98MPa																																																											
共-3-57	<p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p>	<p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地は次に施工する部分の材料を敷均し、整形、締固めを行う際に、すでに施工した部分に損傷を与えることのないよう保護しなければならない。</p>	表現の変更																																																												
共-3-58	<p>4 .</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。</p>	<p>4 .</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。</p>	表現の変更																																																												

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-58	<p>(10) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。</p> <p>(12) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。</p> <p>(13) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。</p> <p>(14) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。</p> <p>(15) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければならない。</p>	<p>(10) 請負者は、加熱アスファルト混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。</p> <p>(12) 請負者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。</p> <p>(13) 請負者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。</p> <p>(14) 請負者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。</p> <p>(15) 請負者は、加熱アスファルト混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-59	<p>(18) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</p>	<p>(18) 請負者は、加熱アスファルト混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-59	<p>(19) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。</p> <p>(20) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。</p> <p>(21) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</p> <p>削除</p>	<p>(19) 請負者は、加熱アスファルト混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。</p> <p>(20) 請負者は、加熱アスファルト混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。</p> <p>(21) 請負者は、加熱アスファルト混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</p> <p>5 .</p> <p>(11) 請負者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。 なお、石粉は水との混合比を1：1にして3L/m²を標準とする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p>
共-3-60	<p>8 .</p> <p>(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。</p>	<p>8 .</p> <p>(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-61	<p style="color: red;">改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>(1)</p> <p>請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。</p>	<p>9.</p> <p>(1) 請負者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一に散布しているかどうか、確認しなければならない。</p> <p>(2)</p> <p>請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、日本道路協会舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第1編1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。</p>	<p>削除</p> <p>表現の変更</p>
共-3-62	<p>12.</p> <p>(3) 請負者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。</p> <p>後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。</p> <p>なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p>	<p>12.</p> <p>(3) 請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。</p> <p>また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-63	<p>13 .</p> <p>(3) 請負者は、転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 2 配合条件(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 請負者は、転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 2 配合条件(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>13 .</p> <p>(3) 請負者は、転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 2 配合条件に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 請負者は、転圧コンクリート舗装技術指針(案)4 - 3—1 配合設計の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-3-65	<p>16 . 請負者は、アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを提示することによって、配合設計、基準密度、試験練りに代えるものとする。</p>	<p>16 . 請負者は、アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを提出することによって、配合設計、基準密度、試験練りに代えるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-66	<p>3 - 6 - 8 ブロック舗装工</p> <p>4 . ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 8 インターブロッキングブロック舗装(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるものとする。</p>	<p>4 . ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 8 インターブロッキングブロック舗装の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-67	<p>3 - 7 - 2 路床安定処理工</p> <p>6 . 請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策についての資料を、監督職員に協議しなければならない。</p>	<p>6 . 請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策についての資料を、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-68	<p>3 - 7 - 5 パイルネット工</p> <p>4 .</p> <p>(3) 請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員が施工記録を求めた場合については、遅滞なく提示するとともに検査時まで提出しなければならない。</p>	<p>4 .</p> <p>(3) 請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員が求めた場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-69	<p>3 - 7 - 9 固結工</p> <p>2 . 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に通知しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に通知後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、現場責任者に選任する者の氏名、経歴書を監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更 表現の変更
共-3-70	<p>3 - 8 - 1 一般事項</p> <p>2 . 請負者は、輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を施工計画書に記載し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、輸送計画に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-3-70	<p>3 - 8 - 2 輸送工</p> <p>2 . 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に通知し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p>3 - 10 - 6 砂防仮締切工</p> <p>3 . 土砂締切の施工については、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>4 . コンクリート締切工の施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p>3 . 土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>4 . コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p>	表現の変更 表現の変更
共-3-78	<p>3 - 10 - 14 電力設備工</p> <p>2 . 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督職員に報告するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督職員に通知するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p>	表現の変更
共-3-81	<p>3 - 10 - 23 足場工</p> <p>請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</p>	<p>請負者は、足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」によるものとする。なお、手すり先行工法の採用にあたっては、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-4-1	<p>第1節 適用</p> <p>1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>4-3-1 一般事項</p> <p>2.</p> <p>なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2.</p> <p>なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-4-3	<p>4-3-2 掘削工</p> <p>3. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-4-4	<p>4-3-3 盛土工</p> <p>7. 請負者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>7. 請負者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-4-5	<p>15. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、請負者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。</p>	<p>15. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、請負者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-4-5	<p>16. 請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 - 3 - 4 盛土補強工</p> <p>3. 請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐根除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。</p>	<p>16. 請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督職員に通知しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐根除根及び不陸の整地を行なうとともに、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-4-7	<p>4 - 4 - 1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、伐根除根作業範囲が設計図書に示さない場合には、表4 - 2に従い施工しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、設計図書に示さない場合には、表4 - 2に従い施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-1	<p>第1節 適用</p> <p>3. 請負者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】 (平成20年3月)</p>	<p>3. 請負者は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(平成44年3月)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-5-1	<p>削除</p> <p>土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成20年8月)</p> <p>削除</p> <p>2 . (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量 (Cl⁻) は0.30kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。</p>	<p>主木学会—コンクリート標準示方書【構造性能照査編】— (平成14年3月)</p> <p>土木学会 鉄筋継手指針 (昭和57年2月)</p> <p>主木学会—鉄筋継手指針(その2)— —鉄筋のエンクローズ溶接継手— (昭和59年9月)</p> <p>2 . (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量 (Cl⁻) は0.30kg/m³以下とする。</p>	<p>削除</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>
共-5-2	<p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>2 . なお、JISマーク表示認証工場で、かつ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場または全国生コンクリート品質管理監査会議から適マークを承認された工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しまたは 適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>2 . なお、JISマーク表示認証工場で、かつ全国生コンクリート品質管理監査会議から 適マークを承認された工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、 適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-5-4	<p>5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1 .</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、請負者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。</p>	<p>1 .</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、請負者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-5-8	<p>5 - 6 - 7 打継目</p> <p>1 . 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、請負者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1 . 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、請負者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-11	<p>5 - 7 - 3 加工</p> <p>3 . 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目の規定によらなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会コンクリート標準示方書（構造性能照査編）第9章一般構造細目の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-5-12	<p>5 - 7 - 5 継手</p> <p>4 . 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 - 7 - 6 ガス溶接</p> <p>1 . 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、溶接金属充填継手、モルタル充てん継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ溶接継手などを用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1 . 圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-5-14	<p>5 - 9 - 2 施工</p> <p>1 . 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E 減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、及び A E 減水剤を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 JSCE-D401によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-23	<p>5 - 16 - 2 コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>5 - 16 - 1 適用工種に示す構造物は次に示す塩化物総量規制値を満足するものでなければならない。</p>	<p>2 - 45 - 1 適用工種に示す構造物は次に示す塩化物総量規制値を満足するものでなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
目-2-7	<p>4 - 12 - 5 プレキャストセグメント主桁組立工 河-4-25</p>	<p>河-4-24</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																						
目-2-7	4 - 12 - 6 支承工	河-4-25	表現の変更																																																																																																																																						
目-2-15	8 - 14 - 2 運搬処理工	河-8-11	表現の変更																																																																																																																																						
河-1-1	第1節 適用 2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。	2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。	誤謬																																																																																																																																						
河-1-2	1 - 5 - 2 材料 (1) 1) 材の材質は、4)の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。	(1) 1) <u>止水</u> 材の材質は、4)の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。	表現の変更																																																																																																																																						
河-1-3	表1-1 純ポリ塩化ビニール： (厚さ1mm、色：透明)の品質規格	表1-1 (純ポリ塩化ビニール：厚さ1mm、色：透明)	表現の変更																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/m²</td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐薬品性</td> <td rowspan="2">7) 引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td></td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/m ²	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	伸び		%	290以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	耐薬品性	7) 引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性			-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/m²</td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐薬品性</td> <td rowspan="2">7) 引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食塩水</td> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td></td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/m ²	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773	伸び		%	290以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	耐薬品性	7) 引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性			-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	追記
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																					
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
硬 さ		kgf/m ²	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																					
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
伸び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
耐薬品性	7) 引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																					
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																				
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																					
柔軟性			-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																					
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																					
比 重			1.25以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
硬 さ		kgf/m ²	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																					
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
伸び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
耐薬品性	7) 引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																					
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
	食塩水	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																				
		引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
食塩水	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																					
柔軟性			-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																					

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																						
河-1-3	<p>表 1 - 2 エチレン酢酸ビニール：（厚さ 1 mm、色：透明）の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="320 357 1061 836"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/m²</td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td></td> <td>- 30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/m ²	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸び		%	400以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性			- 30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<p>表 1 - 2 ←エチレン酢酸ビニール：厚さ 1 mm、色：透明)</p> <table border="1" data-bbox="1164 357 1906 836"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/m²</td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td></td> <td>- 30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/m ²	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸び		%	400以上	JIS K 6773	老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性			- 30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																					
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
硬 さ		kgf/m ²	93±5	JIS K 6773																																																																																																																																					
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
伸び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																				
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																				
柔軟性			- 30以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																					
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																					
比 重			1.0以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
硬 さ		kgf/m ²	93±5	JIS K 6773																																																																																																																																					
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
伸び		%	400以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																				
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																				
柔軟性			- 30以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																					
河-1-4	<p>表 1 - 3 補強布付き繊維性フェルト： （厚さ10mm）の品質規格</p> <p>表 1 - 4 止水材の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="320 1133 1061 1334"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>25(ml/sec)/(1.8m²)以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>11.8N/mm²以上 (1200kgf/m以上)</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 格 値	試 験 方 法	漏水量	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	<p>表 1 - 3 ←補強布付き繊維性フェルト：厚さ10mm)</p> <table border="1" data-bbox="1164 1133 1906 1334"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水材の性能</td> <td>25(ml/sec)/(1.8m²)以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>11.8N/mm²以上 (1200kgf/m以上)</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 格 値	試 験 方 法	止水材の性能	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																																																																														
項 目	規 格 値	試 験 方 法																																																																																																																																							
漏水量	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																																																																																																																																							
引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																																																																																																																																							
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																																																																																																																																							
項 目	規 格 値	試 験 方 法																																																																																																																																							
止水材の性能	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																																																																																																																																							
引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																																																																																																																																							
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																																																																																																																																							

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-1-4	<p>(3)</p> <p>1) 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブタルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。</p> <p>2) 請負者は、止水材及び補強材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を提出するものとする。</p>	<p>(3)</p> <p>1) 止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。</p> <p>2) 止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を提出するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-1-5	<p>製品には、止水材、補強材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)</p> <p>品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。</p>	<p>製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)</p> <p>品質証明書は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-1-10	<p>1-5-12 覆土工</p> <p>覆土工の施工については、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p>	<p>覆土工の施工については、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p>	<p>誤謬</p>
河-1-11	<p>1-6-4 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、プレキャスト上型擁壁、プレキャスト逆工型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト上型擁壁、プレキャスト逆工型擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-1-15	<p>1 - 9 - 9 側溝工</p> <p>12. 請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1 - 10 - 2 境界工</p> <p>1. 請負者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>原文なし</p> <p>1. 請負者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>追記</p> <p>表現の変更</p>
河-2-1	<p>2 - 2 - 2 浚渫船運転工（民船・官船）</p> <p>1. 請負者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理についてすみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-2-2	<p>6. 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫箇所における仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫箇所における仕上げ面付近の施工については、余掘りを少なくするようしなければならない。また、構造物周辺において余掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-2-2	<p>9. 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p>	<p>9. 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認がでなきない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p>	誤謬
河-2-3	<p>2 - 3 - 2 浚渫船運転工</p> <p>1. 請負者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、グラブ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p> <p>6. 請負者は、グラブ浚渫の浚渫施工箇所における仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、これらの処理についてすみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、グラブ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p> <p>6. 請負者は、グラブ浚渫の浚渫施工箇所における仕上げ面付近の施工については、余掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において余掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-3-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。</p>	<p>2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。</p>	誤謬

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-3-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書（案） （平成19年3月）</p>	<p>（平成17年4月）</p>	表現の変更
河-3-2	<p>3-3-6 函渠工</p> <p>3. 請負者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
河-3-4	<p>8.</p> <p>(1) 請負者は、JIS G 5526（ダクティル鑄鉄管）及びJIS G 5527（ダクティル鑄鉄異形管）に適合したダクティル鑄鉄管を用いなければならない。</p>	<p>8.</p> <p>(1) 請負者は、JIS G 5526（ダクティル鑄鉄管[FCD420]）及びJIS G 5527（ダクティル鑄鉄異形管[FCD420]）に適合したダクティル鑄鉄管を用いなければならない。</p>	表現の変更
河-3-6	<p>3-6-4 境界工</p> <p>1. 請負者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3-6-5 銘板工</p> <p>請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-1	<p>第1節 適用</p> <p>3. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。</p>	<p>3. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。</p>	誤謬
河-4-3	<p>4-3-2 材料</p> <p>5.</p> <p>(1) 請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により、監督職員の確認を得なければならない。</p>	<p>5.</p> <p>(1) 請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、工事着手前に色見本により、監督職員の確認を得なければならない。</p>	表現の変更
河-4-4	<p>4-3-6 鋼製排水管製作工</p> <p>1. 製作工</p> <p>(1) 請負者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 請負者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付けの場合は十分な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。</p> <p>削除</p>	<p>(1) 請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。</p> <p>(2) 請負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-9	<p>4 - 7 - 3 地組工</p> <p>1 .</p> <p style="color: red;">改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>(3) 仮置き中に部材 について、汚損および腐食を生じないように対策を講じるものとする。</p> <p>(4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じるものとする。</p> <p>2 .</p> <p>(2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。</p>	<p>1 .</p> <p>(1) 現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から40cm以上の高さに仮置きするものとする。</p> <p>(4) 仮置き中に部材が、汚損、腐食をしないように対策を講じるものとする。</p> <p>(5) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に通知し、取り替えまたは補修等の処置を講じるものとする。</p> <p>2 .</p> <p>(2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に通知し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。</p>	<p>削除</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-10	<p>4 - 7 - 5 架設工（ケーブルエレクション架設）</p> <p>2 .</p> <p>(1) 直吊工法</p> <p style="color: red;">請負者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。</p>	<p>2 .</p> <p>(1) 直吊工法</p> <p style="color: blue;">架設過程において下弦材、補剛桁などを組立てるときは、各部材に無理な応力等が発生しないようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要										
河-4-10	<p>(2) 斜吊工法</p> <p>請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。</p> <p>請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。</p>	<p>(2) 斜吊工法</p> <p>請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>										
河-4-11	<p>4 - 7 - 10 支承工</p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）によらなければならない。</p> <p>4 - 7 - 11 現場継手工</p> <p>表4 - 4 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90 ~ 200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径（50%平均粒径）</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm	接触面の合計乾燥塗膜厚	90 ~ 200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上	<p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
項目	条件												
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm												
接触面の合計乾燥塗膜厚	90 ~ 200 μm												
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上												
亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上												

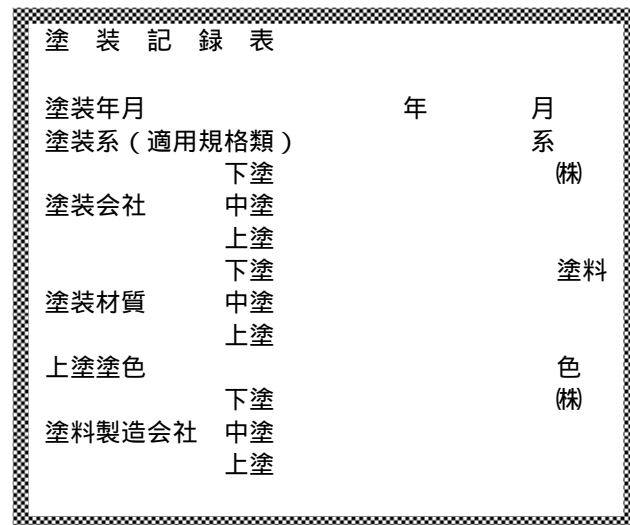
頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-12	<p>3 .</p> <p>(5) ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186に規定する第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締め付けを行わなければならない。</p> <p>(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。</p> <p>4 .</p> <p>(3) トルク法によって締め付けられる場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。</p> <p>(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4 - 6及び表4 - 7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。</p>	<p>3 .</p> <p>(5) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。</p> <p>原文なし</p> <p>4 .</p> <p>(3) 締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。</p> <p>(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、その日に使用するボルトを締付以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4 - 6及び表4 - 7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付を行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付を行ってはならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p>
河-4-13	<p>(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表4 - 8に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要										
河-4-13	<p>表4 - 8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="322 309 1037 509"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F10T</td> <td>M20</td> <td>0.196 y ~ 0.221 y</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>0.242 y ~ 0.273 y</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>0.282 y ~ 0.318 y</td> </tr> </tbody> </table> <p>y : ボルト試験片の耐力 (N/mm²) (JIS4号試験片による)</p> <p>5. 請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4 - 1のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行うものとする。</p> <p>7.</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後すみやかに、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで、提出するものとする。</p> <p>(2)</p> <p>トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行うものとする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	F10T	M20	0.196 y ~ 0.221 y	M22	0.242 y ~ 0.273 y	M24	0.282 y ~ 0.318 y	<p>5. 請負者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4 - 1のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行うものとする。これ以外の場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>7.</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後すみやかに、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に、提出するものとする。</p> <p>(2)</p> <p>トルク法による場合は、次のいずれかの方法により締付け確認を行なうものとする。</p> <p>1) 自動記録計の記録紙により、ボルト全般について行うものとする。</p> <p>2) トルクレンチにより、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として締付け確認を行うものとする。</p>	<p>追記</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)											
F10T	M20	0.196 y ~ 0.221 y											
	M22	0.242 y ~ 0.273 y											
	M24	0.282 y ~ 0.318 y											

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-14	<p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行うものとする。</p> <p>4 - 8 - 2 現場塗装工</p> <p>3. 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、必要な処置を講じなければならない。</p> <p>4. 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。</p>	<p>(3) 回転法による場合は、全数につきマーキングによる外観確認を行うものとする。</p> <p>3. 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に通知し、必要な処置を講じなければならない。</p> <p>4. 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-15	<p>5. 請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他構造の複雑な部分について必要膜厚確保するように施工しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaCl が50mg/m² 以上の時は水洗いするものとする。</p>	<p>5. 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、3種ケレンとし、素地調整のグレードはSIS規格でS₃以上とするものとする。</p> <p>6. 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚確保するように施工しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl 400mg/m² 以上となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																								
河-4-15	<p>9 . (1) 塗装禁止条件は、表 4 - 9 に示すとおりとする。</p> <p>表 4 - 9 塗装禁止条件</p> <table border="1" data-bbox="320 502 1059 1278"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジnkクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>無機ジnkクリッチペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機ジnkクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジnkクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジnkクリッチペイント			有機ジnkクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗			超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>(1) 塗布作業時の気温・湿度の制限は、表 4 - 8 に示すとおりとする。</p> <p>表 4 - 8 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" data-bbox="1167 502 1906 1278"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジnkクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジnkクリッチペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機ジnkクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジnkクリッチプライマー	0以下	50以上	無機ジnkクリッチペイント			有機ジnkクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗			超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p>
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																									
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
無機ジnkクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																									
無機ジnkクリッチペイント																																																																																																																																																																											
有機ジnkクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																											
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																											
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																									
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																											
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																									
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
無機ジnkクリッチプライマー	0以下	50以上																																																																																																																																																																									
無機ジnkクリッチペイント																																																																																																																																																																											
有機ジnkクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																											
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																											
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																									
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																											
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-16	<p>11. 請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p> <p>14.</p> <p>(2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>16.</p> <p>(1) 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>11. 請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p> <p>14.</p> <p>(2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>16.</p> <p>(1) 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-17	<p>(4) 請負者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。</p> <p>17.</p> <p>(1) 請負者が、記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。また、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>(4) 請負者は、塗膜厚の測定を、部材ごとに測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。</p> <p>17.</p> <p>(1) 請負者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-18	 <p style="text-align: center;">図 4 - 2 塗装記録表の(例)</p>	 <p style="text-align: center;">図 4 - 2 塗装記録表の(例)</p>	表現の変更
河-4-19	<p>4 - 9 - 2 床版工</p> <p>1 . (6)</p> <p>ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を下げてはならない。</p>	<p>1 . (6)</p> <p>ポンプ施工を理由に強度及びスランプ等コンクリートの品質を下げてはならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-19	<p>(12) 工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-34後片付け）を行なわなければならない。</p> <p>削除</p> <p>4-10-2 伸縮装置工</p> <p>1. 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>(12) 工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-36後片付け）を行なわなければならない。</p> <p>2.</p> <p>(2) 縦リブの最小板厚は、8mmとするものとする。ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を6mmとすることができるものとする。</p> <p>1. 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>
河-4-21	<p>4-12-1 一般事項</p> <p>5. 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>1. 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 表示認証工場において製作したものを用いなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>1. 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 認定工場において製作したものを用いなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-22	<p>2 .</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(3)</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。</p> <p>4 - 12 - 3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 .</p> <p>(2) 請負者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</p>	<p>2 .</p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、34.3N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた共試体を用いて行うものとする。</p> <p>(3)</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後3時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。</p> <p>1 .</p> <p>(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に実施するものとする。</p> <p>(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。</p> <p>(4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-22	<p>2 .</p> <p>(1) 横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、P C 鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。</p>	<p>2 .</p> <p>(1) 横組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。</p> <p>(2) P C 鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入作業をするものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-23	<p>(6) 定着具の支圧面を P C 鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。</p> <p>3 .</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 19.8 P C 鋼材工及び緊張工（日本道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>(6) 定着具の支圧面を P C 鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。</p> <p>3 .</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に通知するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・コンクリート橋編 19.8 P C 鋼材工及び緊張工に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-23	<p>4 . 請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>4 . グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルランドセメントを用いるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-24	<p>グラウト中の全塩化物イオン量は、セメント質量の0.08%以下とするものとする。</p> <p>(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があることおよびダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了するものとする。</p> <p>(7) グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。</p> <p>(8) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</p> <p>5 . 主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。</p>	<p>グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m³以下とするものとする。</p> <p>(3) グラウトの施工については、ダクト内を水洗いした後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了する。</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>5 . 請負者は主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-24	<p>7. 請負者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
河-4-25	<p>4 - 12 - 5 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2 .</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表4 - 10に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては JSCE - H101 - 2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）によるものとする。</p> <p>表4 - 10 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p>	<p>2 .</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表4 - 9に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては JSCE - H101 - 2004 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）によるものとする。</p> <p>表4 - 9 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-26	<p>4 - 12 - 6 支承工</p> <p>支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。</p> <p>4 - 12 - 7 架設工（クレーン架設）</p> <p>1 . 架設工（クレーン架設）については、第2編4 - 7 - 4 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。</p>	<p>支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。</p> <p>1 . プレキャスト桁の運搬については、第1編第3章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-26	<p>削除</p> <p>4 - 13 - 3 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。</p>	<p>2. 請負者は、プレキャスト桁の架設については、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。</p> <p>支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によるものとする。</p>	<p>削除</p> <p>表現の変更</p>
河-4-27	<p>4 - 13 - 5 PCホロースラブ製作工</p> <p>5. 請負者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針 6章施工（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（土木学会）6章施工により施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
河-4-28	<p>4 - 16 - 1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
河-4-29	<p>4 - 16 - 2 材料</p> <p>2. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査（日本道路協会、平成19年3月）の規定によらなければならない。</p>	<p>2. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計、施工資料 3-3-2 の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-29	<p>4 - 16 - 4 橋面防水工</p> <p>4 . 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第1編3 - 6 - 5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</p> <p>5 . 請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に報告し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>4 . 橋面防水工の施工については、道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料第4章の施工の規定及び第1編3 - 6 - 5アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p> <p>5 . 請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に通知し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-30	<p>4 - 16 - 6 半たわみ性舗装工</p> <p>4 . 半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 1半たわみ性舗装工（日本道路協会、平成18年2月）の規定、舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工（日本道路協会、平成18年2月）の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10 - 3 - 7 施工（日本道路協会、平成4年12月）の規定、舗装再生便覧 第2章2 - 7 施工（日本道路協会、平成16年2月）の規定によらなければならない。</p> <p>4 - 16 - 7 排水性舗装工</p> <p>2 . 請負者は、排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9 - 3 - 1排水機能を有する舗装（日本道路協会、平成18年2月）の規定、舗装再生便覧2 - 7 施工（日本道路協会、平成16年2月）の規定によるものとする。</p>	<p>4 . 半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 1半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧 第5章及び第6章 路盤の施工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10 - 3 - 7 施工の規定、舗装再生便覧 第2章2 - 7 施工の規定によるものとする。</p> <p>2 . 排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9 - 3 - 1排水機能を有する舗装の規定、舗装再生便覧2 - 7 施工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																																
河-4-30	<p>3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表4-11の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表4-11 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <table border="1" data-bbox="320 502 1106 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="2">H型</th> </tr> <tr> <th colspan="2">付加記号</th> <th></th> <th>H型-F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟化点</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">80.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伸 度</td> <td>(7)</td> <td>cm</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(15)</td> <td>cm</td> <td>50以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>タフネス(25)</td> <td colspan="2">N・m</td> <td>20以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>テナシティ(25)</td> <td colspan="2">N・m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗骨材の剥離面積率</td> <td colspan="2">%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フラス脆化点</td> <td colspan="2"></td> <td>-</td> <td>-12以下</td> </tr> <tr> <td>曲げ仕事量(-20)</td> <td colspan="2">kpa</td> <td>-</td> <td>400以上</td> </tr> <tr> <td>曲げスティフネス(-20)</td> <td colspan="2">MPa</td> <td>-</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>針入度(25)</td> <td colspan="2">1/10mm</td> <td colspan="2">40以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td colspan="2">%</td> <td colspan="2">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後針入度残留率</td> <td colspan="2">%</td> <td colspan="2">65以上</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">260以上</td> </tr> <tr> <td>密度(15)</td> <td colspan="2">g/cm3</td> <td colspan="2">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適混合温度</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適締固め温度</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">試験表に付記</td> </tr> </tbody> </table>	項目	種類		H型		付加記号			H型-F	軟化点			80.0以上		伸 度	(7)	cm	-	-	(15)	cm	50以上	-	タフネス(25)	N・m		20以上	-	テナシティ(25)	N・m		-	-	粗骨材の剥離面積率	%		-	-	フラス脆化点			-	-12以下	曲げ仕事量(-20)	kpa		-	400以上	曲げスティフネス(-20)	MPa		-	100以下	針入度(25)	1/10mm		40以上		薄膜加熱質量変化率	%		0.6以下		薄膜加熱後針入度残留率	%		65以上		引火点			260以上		密度(15)	g/cm3		試験表に付記		最適混合温度			試験表に付記		最適締固め温度			試験表に付記		<p>3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表4-10の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表4-10 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <table border="1" data-bbox="1164 502 1951 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="2">H型</th> </tr> <tr> <th colspan="2">付加記号</th> <th></th> <th>H型-F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟化点</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">80.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伸 度</td> <td>(7)</td> <td>cm</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(15)</td> <td>cm</td> <td>50以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>タフネス(25)</td> <td colspan="2">N・m</td> <td>20以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>テナシティ(25)</td> <td colspan="2">N・m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗骨材の剥離面積率</td> <td colspan="2">%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フラス脆化点</td> <td colspan="2"></td> <td>-</td> <td>-12以下</td> </tr> <tr> <td>曲げ仕事量(-20)</td> <td colspan="2">kpa</td> <td>-</td> <td>400以上</td> </tr> <tr> <td>曲げスティフネス(-20)</td> <td colspan="2">MPa</td> <td>-</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>針入度(25)</td> <td colspan="2">1/10mm</td> <td colspan="2">40以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td colspan="2">%</td> <td colspan="2">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後針入度残留率</td> <td colspan="2">%</td> <td colspan="2">65以下</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">260以上</td> </tr> <tr> <td>密度(15)</td> <td colspan="2">g/cm3</td> <td colspan="2">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適混合温度</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">試験表に付記</td> </tr> <tr> <td>最適締固め温度</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">試験表に付記</td> </tr> </tbody> </table>	項目	種類		H型		付加記号			H型-F	軟化点			80.0以上		伸 度	(7)	cm	-	-	(15)	cm	50以上	-	タフネス(25)	N・m		20以上	-	テナシティ(25)	N・m		-	-	粗骨材の剥離面積率	%		-	-	フラス脆化点			-	-12以下	曲げ仕事量(-20)	kpa		-	400以上	曲げスティフネス(-20)	MPa		-	100以下	針入度(25)	1/10mm		40以上		薄膜加熱質量変化率	%		0.6以下		薄膜加熱後針入度残留率	%		65以下		引火点			260以上		密度(15)	g/cm3		試験表に付記		最適混合温度			試験表に付記		最適締固め温度			試験表に付記		<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
項目	種類		H型																																																																																																																																																																																
	付加記号			H型-F																																																																																																																																																																															
軟化点			80.0以上																																																																																																																																																																																
伸 度	(7)	cm	-	-																																																																																																																																																																															
	(15)	cm	50以上	-																																																																																																																																																																															
タフネス(25)	N・m		20以上	-																																																																																																																																																																															
テナシティ(25)	N・m		-	-																																																																																																																																																																															
粗骨材の剥離面積率	%		-	-																																																																																																																																																																															
フラス脆化点			-	-12以下																																																																																																																																																																															
曲げ仕事量(-20)	kpa		-	400以上																																																																																																																																																																															
曲げスティフネス(-20)	MPa		-	100以下																																																																																																																																																																															
針入度(25)	1/10mm		40以上																																																																																																																																																																																
薄膜加熱質量変化率	%		0.6以下																																																																																																																																																																																
薄膜加熱後針入度残留率	%		65以上																																																																																																																																																																																
引火点			260以上																																																																																																																																																																																
密度(15)	g/cm3		試験表に付記																																																																																																																																																																																
最適混合温度			試験表に付記																																																																																																																																																																																
最適締固め温度			試験表に付記																																																																																																																																																																																
項目	種類		H型																																																																																																																																																																																
	付加記号			H型-F																																																																																																																																																																															
軟化点			80.0以上																																																																																																																																																																																
伸 度	(7)	cm	-	-																																																																																																																																																																															
	(15)	cm	50以上	-																																																																																																																																																																															
タフネス(25)	N・m		20以上	-																																																																																																																																																																															
テナシティ(25)	N・m		-	-																																																																																																																																																																															
粗骨材の剥離面積率	%		-	-																																																																																																																																																																															
フラス脆化点			-	-12以下																																																																																																																																																																															
曲げ仕事量(-20)	kpa		-	400以上																																																																																																																																																																															
曲げスティフネス(-20)	MPa		-	100以下																																																																																																																																																																															
針入度(25)	1/10mm		40以上																																																																																																																																																																																
薄膜加熱質量変化率	%		0.6以下																																																																																																																																																																																
薄膜加熱後針入度残留率	%		65以下																																																																																																																																																																																
引火点			260以上																																																																																																																																																																																
密度(15)	g/cm3		試験表に付記																																																																																																																																																																																
最適混合温度			試験表に付記																																																																																																																																																																																
最適締固め温度			試験表に付記																																																																																																																																																																																

頁	改訂後	改訂前	摘要																				
河-4-31	<p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-13を標準とし、表4-14に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本道路協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本道路協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p> <p>表4-13 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表4-14 ポーラスアスファルト混合物の目標値</p> <table border="1" data-bbox="322 890 1043 1129"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空隙率 %</td> <td>20程度</td> </tr> <tr> <td>透水係数 cm/sec</td> <td>10⁻²以上</td> </tr> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>動的安定度（DS） 回/mm</td> <td>一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。</p>	項目	目標値	空隙率 %	20程度	透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上	安定度 kN	3.43以上	動的安定度（DS） 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度	<p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-42を標準とし、表4-43に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p> <p>表4-42 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表4-43 ポーラスアスファルト混合物の目標値</p> <table border="1" data-bbox="1164 890 1886 1129"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空隙率 %</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>透水係数 cm/sec</td> <td>10⁻²以上</td> </tr> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>動的安定度（DS） 回/mm</td> <td>一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。排水性混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。</p>	項目	目標値	空隙率 %	20以上	透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上	安定度 kN	3.43以上	動的安定度（DS） 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
項目	目標値																						
空隙率 %	20程度																						
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上																						
安定度 kN	3.43以上																						
動的安定度（DS） 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度																						
項目	目標値																						
空隙率 %	20以上																						
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上																						
安定度 kN	3.43以上																						
動的安定度（DS） 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度																						

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-32	<p>7 .</p> <p>(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)</p> <p>(2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いことおよび製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p> <p>(3) 排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。</p> <p>4 - 16 - 8 透水性舗装工</p> <p>1 . 透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章のポーラスアスファルト舗装工、第9章9 - 3 - 2 透水機能を有する舗装、第1編3 - 6 - 5アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p>	<p>7 .</p> <p>(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に通知するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)</p> <p>(2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p> <p>(3) 排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。</p> <p>1 . 透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章のポーラスアスファルト舗装工、第1編3 - 6 - 5アスファルト舗装工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>脱字</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-32	<p>2 . ポーラスアスファルト混合物の配合は表 4 - 15 を標準とし、表 4 - 16 に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本道路協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p> <p>表 4 - 15 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p>	<p>2 . ポーラスアスファルト混合物の配合は表 4 - 44 を標準とし、表 4 - 45 に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p> <p>表 4 - 44 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p>	表現の変更
河-4-33	<p>表 4 - 16 ポーラスアスファルト混合物の目標値</p> <p>4 - 16 - 9 グースアスファルト舗装工</p> <p>1 . 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。</p> <p>6 .</p> <p>(2) 接着剤の規格は表 4 - 17、表 4 - 18 を満足するものでなければならない。</p>	<p>表 4 - 45 ポーラスアスファルト混合物の目標値</p> <p>1 . 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、1種ケレン（プラスト処理）を施すものとする。</p> <p>6 .</p> <p>(2) 接着剤の規格は表 4 - 46、表 4 - 47 を満足するものでなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																						
河-4-33	<p>表 4 - 17 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度(25) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833	粘度(25) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	<p>表 4 - 16 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度(25) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 4004</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833	粘度(25) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5400	低温風曲試験(-10、3mm)	合格	JIS K 5400	基盤目試験(点)	10	JIS K 4004	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5400	表現の変更				
項目	規格値		試験法																																																						
	ゴムアスファルト系																																																								
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833																																																							
粘度(25) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																							
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																							
低温風曲試験(-10、3mm)	合格	JIS K 5600																																																							
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																							
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																							
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																							
項目	規格値	試験法																																																							
	ゴムアスファルト系																																																								
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833																																																							
粘度(25) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																							
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5400																																																							
低温風曲試験(-10、3mm)	合格	JIS K 5400																																																							
基盤目試験(点)	10	JIS K 4004																																																							
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																							
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5400																																																							
河-4-34	<p>表 4 - 18(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6833 2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 (例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼版を使用する)</p> <p>2 試験方法は、JIS K 6833、JIS K 6387などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 1	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833 2	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1	<p>表 4 - 17 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6839</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5400	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6839	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5400	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400	表現の変更 追記 追記
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型			ゴム系溶剤型			試験方法																																																		
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833 2																																																					
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1																																																					
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																					
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5400																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6839																																																					
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5400																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400																																																					

頁	改訂後	改訂前	摘要																									
河-4-34	<p>表 4 - 18(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱擁着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <table border="1" data-bbox="320 357 1061 523"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K 6833 2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 2 試験方法は、JIS K 6833、JIS L 6387などを参考に実施する。 3 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</p> <p>8 . (1) 骨材の標準粒度範囲は表 4 - 19に適合するものとする。</p>	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 1	不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833 2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1	<p>原文なし 原文なし 原文なし</p> <p>8 . (1) 骨材の標準粒度範囲は表 4 - 48に適合するものとする。</p>	<p>追記 追記 追記 追記 表現の変更</p>
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																								
指触乾燥時間 (23)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 1																								
不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833 2																								
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1																								
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1																								
河-4-35	<p>表 4 - 19 骨材の標準粒度範囲</p> <p>(2) 標準アスファルト量の規格は表 4 - 20に適合するものとする。</p> <p>表 4 - 20 標準アスファルト量</p>	<p>表 4 - 48 骨材の標準粒度範囲</p> <p>(2) 標準アスファルト量の規格は表 4 - 49に適合するものとする。</p> <p>表 4 - 49 標準アスファルト量</p>	<p>表現の変更 表現の変更 表現の変更</p>																									

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-4-35	<p>9 .</p> <p>(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 4 - 21の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p>表 4 - 21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</p> <p>[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>(4) 請負者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p> <p>(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2 mm以下を目標とする。</p>	<p>9 .</p> <p>(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 4 - 20の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p>表 4 - 20 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</p> <p>[注] 試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。</p> <p>(4) 請負者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2以下を目標とする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>脱字</p>
河-4-36	<p>11 .</p> <p>(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 4 - 22を満足するものとする。</p> <p>表 4 - 22 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</p>	<p>11 .</p> <p>(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 4 - 24を満足するものとする。</p> <p>表 4 - 24 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																				
河-4-36	<p>12 . (4) 請負者は、グースアスファルトの舗装作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。</p> <p>13 . (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4 - 23の規格を満足するものでなければならない。</p> <p>表4 - 23 目地材の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(円錐針)(mm)</td> <td>9以下</td> <td rowspan="3">舗装調査・試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>流動(mm)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>引張量(mm)</td> <td>10以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p>	項目	規格値	試験法	針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装調査・試験法便覧	流動(mm)	3以下	引張量(mm)	10以上	<p>12 . (4) 請負者は、気温が5 以下のときに施工してはならない。</p> <p>13 . (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4 - 22の規格を満足するものでなければならない。</p> <p>表4 - 22 目地材の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(円錐針)(mm)</td> <td>9以下</td> <td rowspan="3">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>流動(mm)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>引張量(mm)</td> <td>10以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。</p>	項目	規格値	試験法	針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装試験法便覧	流動(mm)	3以下	引張量(mm)	10以上	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
項目	規格値	試験法																					
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装調査・試験法便覧																					
流動(mm)	3以下																						
引張量(mm)	10以上																						
項目	規格値	試験法																					
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装試験法便覧																					
流動(mm)	3以下																						
引張量(mm)	10以上																						
河-4-37	<p>4 - 16 - 10 コンクリート舗装工</p> <p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p>	<p>2. アスファルト中間層施工後3L/m²程度の石粉(石粉:水=1:1)を散布してからコンクリート舗装を施工しなければならない。</p>	<p>削除</p>																				
河-5-1	<p>第1節 適用</p> <p>2 . 工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第3章第8節工場製品輸送工、第1編第4章第4節河川土工、海岸土工、砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>2 . 工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第3章第8節工場製品輸送工、第1編第4章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>誤謬</p>																				

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-5-2	<p>5 - 3 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、鑄鉄品及び鑄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠損がないものを使用しなければならない。</p> <p>5 . 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、鑄鉄品及び鑄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
河-5-3	<p>5 - 3 - 2 材料</p> <p>5 .</p> <p>(2) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係法令および諸法規を遵守しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、塗料の可使時間は、表 5 - 4 の基準を遵守しなければならない。</p>	<p>5 .</p> <p>(2) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管しなければならない。</p> <p>改訂後の内容を追記したため、以下番号の変更。</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
河-5-4	<p>5 - 3 - 5 検査路製作工</p> <p>1 .</p> <p>(3) 請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。</p>	<p>1 .</p> <p>(3) 請負者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、桁本体の工場溶接と同等以上の条件下で行なわれなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																												
河-5-5	<p>5 - 3 - 8 鋼製排水管製作工</p> <p>1 .</p> <p>(1) 請負者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>1 .</p> <p>(1) 請負者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によるものとする。</p>	表現の変更																												
河-5-6	<p>5 - 3 - 9 プレビーム用桁製作工</p> <p>1 . プレビーム用桁の製作加工については、第1編3 - 3 - 14桁製作工の規定によるものとするが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。</p>	<p>1 . プレビーム用桁の製作加工については、第1編3 - 3 - 14桁製作工の規定によるものとする。ただし、仮組立て及び塗装は行わないものとする。</p>	表現の変更																												
河-5-7	<p>表5 - 5 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th>68mm以下</th> <th>68mmをこえるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじの種類</td> <td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> <td>メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>JIS規格による</td> <td>6 mm</td> </tr> <tr> <td>精度</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ - 公差)</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ - 公差)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		68mm以下	68mmをこえるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用 メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 5 (一般用 メートルねじ)	ピッチ	JIS規格による	6 mm	精度	3級 JIS B 0209 (一般用 メートルねじ - 公差)	3級 JIS B 020 9 (一般用 メートルねじ - 公差)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th>68mm以下</th> <th>68mmをこえるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじの種類</td> <td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル並目ねじ)</td> <td>メートル細目ねじ JIS B 0207 (メートル細目ねじ)</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>JIS規格による</td> <td>6 mm</td> </tr> <tr> <td>精度</td> <td>3級 JIS B 0209 (メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差)</td> <td>3級 JIS B 0214 (メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		68mm以下	68mmをこえるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル 並目 ねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 7 (メートル 細目 ねじ)	ピッチ	JIS規格による	6 mm	精度	3級 JIS B 0209 (メートル 並目 ねじの許容限界寸法及び公差)	3級 JIS B 02 14 (メートル 細目 ねじの許容限界寸法及び公差)	表現の変更
	ボルトの呼び径																														
	68mm以下	68mmをこえるもの																													
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用 メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 5 (一般用 メートルねじ)																													
ピッチ	JIS規格による	6 mm																													
精度	3級 JIS B 0209 (一般用 メートルねじ - 公差)	3級 JIS B 020 9 (一般用 メートルねじ - 公差)																													
	ボルトの呼び径																														
	68mm以下	68mmをこえるもの																													
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル 並目 ねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 7 (メートル 細目 ねじ)																													
ピッチ	JIS規格による	6 mm																													
精度	3級 JIS B 0209 (メートル 並目 ねじの許容限界寸法及び公差)	3級 JIS B 02 14 (メートル 細目 ねじの許容限界寸法及び公差)																													
河-5-8	<p>5 - 4 - 9 堰柱工</p> <p>3 . 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第2編4 - 4 - 7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。</p>	<p>3 . 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第2編5 - 4 - 8床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。</p>	誤謬																												

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-5-8	5 - 4 - 10 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第2編4 - 4 - 7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第2編5 - 4 - 8床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。	誤謬
河-5-9	5 - 4 - 11 閘門工 閘門工の施工については、第2編4 - 4 - 8堰柱工の規定によるものとする。	閘門工の施工については、第2編5 - 4 - 9堰柱工の規定によるものとする。	誤謬
河-5-13	5 - 13 - 1 一般事項 5 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	表現の変更
河-5-14	5 - 14 - 1 一般事項 5 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	表現の変更
河-5-15	5 - 15 - 1 一般事項 5 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	表現の変更
河-6-1	第1節 適用 2 . 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。	2 . 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。	誤謬

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-7-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	誤謬
河-8-1	<p>8-3-2 河川巡視工</p> <p>3. 請負者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督職員にその内容を報告しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は監督職員に通知しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督職員にその内容を通知しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更
河-8-6	<p>8-7-5 アスファルト舗装補修工</p> <p>9. 請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>13. 請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合は、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>9. 請負者は、パッチングの施工完了後速やかに合材使用数量を監督職員に通知しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。</p> <p>原文なし</p>	表現の変更 追記

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-8-6	<p>8 - 8 - 2 付属物復旧工</p> <p>1. 請負者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
河-8-8	<p>8 - 12 - 2 材料</p> <p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督職員に品質証明書等の、確認を受けなければならない。</p> <p>2. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。</p> <p>3. 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。</p> <p>4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。</p> <p>枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。</p>	<p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督職員に品質証明書等の、確認を得なければならない。</p> <p>2. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。</p> <p>3. 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-8-8	<p>幹周は、樹木の幹の根幹の上端より1.2m上がりの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、設計図書において指定された本数以上あった場合、各々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。</p> <p>8. 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。</p> <p>8 - 12 - 3 樹木・芝生管理工</p> <p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。</p>	<p>幹周は、樹木の幹の周長とし、根幹の上端より1.2m上がりの位置を測定するものとし、この部分にこの位置で枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、各々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。</p> <p>原文なし</p> <p>1. 樹木・芝生管理工のうち、芝生類の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>
河-8-9	<p>4. 請負者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、剪定、芝刈、雑草抜き取りの施工にあたり、路面への枝、草等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草等を交通に支障のないように処理しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、植樹施工にあたり、樹木類の鉢に応じて植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-8-9	<p>7. 請負者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。</p> <p>8. 請負者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>9. 請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。</p> <p>10. 請負者は、補植、移植の植付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>11. 請負者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。</p> <p>12. 請負者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>13. 請負者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	<p>7. 請負者は、客土、肥料、主壤改良材は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。</p> <p>8. 請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>9. 請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行なうとともに監督職員に通知し指示により修復しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>11. 請負者は、補植の埋戻し完了後、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p>12. 請負者は、補植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>13. 請負者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-8-9	<p>15. 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。</p> <p>16. 請負者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。</p> <p>17. 請負者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥および鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>19. 請負者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根本周辺に散乱する堆積土砂及びゴミ等の除去および除草を行わなければならない。</p>	<p>15. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工完了後は、監督職員に通知しなければならない。</p> <p>16. 請負者は、<u>管理用道路及び兼用道路等の</u>一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。</p> <p>17. 請負者は、<u>抜根した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した区域はこの限りではない。</u></p> <p>19. 請負者は、施肥<u>灌水、薬剤散布の施工に支障となる、</u>堆積土砂及びゴミ等<u>を撤去した後、</u>施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-8-10	<p>24. 植栽樹木の植替え</p> <p>1) 請負者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに請負者の負担において植替えなければならない。</p> <p>2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-8-10	<p>3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。</p> <p>4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。</p> <p>25. 請負者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。</p> <p>26. 請負者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>27. 請負者は、移植先の土壤に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>8 - 13 - 2 応急処理作業工 請負者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>請負者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-9-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>削除</p>	<p>2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>日本道路協会—鋼道路橋塗装便覧 (平成6年2月)</p>	<p>誤謬</p> <p>削除</p>
河-9-3	<p>9 - 6 - 5 舗装打換え工</p> <p>2 . (2) 舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。</p> <p>9 - 6 - 6 オーバーレイ工</p> <p>1 . (4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p>	<p>2 . (2) 請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1 . (4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
河-9-3	<p>2 . 舗設 削除</p> <p>(1) セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、施工面を整備した後、第1編第3章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通解放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50以下としなければならない。</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>削除</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
海-1-1	<p>第1節 適用</p> <p>2 . 海岸土工は第1編第4章第4-3節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は第1編第3章第11節軽量盛土工、地盤改良工は第1編第3章第7節地盤改良工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>2 . 海岸土工は第1編第4章第4-3節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は第1編第3章第11節軽量盛土工、地盤改良工は第1編第3章第7節地盤改良工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>誤謬</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
海-1-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年4月)</p> <p>削除</p>	<p>原文なし</p> <p>海岸保全施設技術研究会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)</p>	<p>追記</p> <p>削除</p>
海-1-2	<p>1-3-2 材料</p> <p>2. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>1-3-4 捨石工</p> <p>4. 請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。</p>	<p>2. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>4. 請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
海-1-4	<p>1-4-2 材料</p> <p>4. アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4. アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合通知書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
海-1-9	<p>1 - 10 - 5 管渠工</p> <p>8 .</p> <p>(1) 請負者は、JIS G 5526 (ダクティル鑄鉄管) 及びJIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管) に適合したダクティル鑄鉄管を用いなければならない。</p>	<p>8 .</p> <p>(1) 請負者は、JIS G 5526 (ダクティル鑄鉄管FC9420) 及びJIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管FC9420) に適合したダクティル鑄鉄管を用いなければならない。</p>	表現の変更
海-1-10	<p>1 - 11 - 4 境界工</p> <p>1 . 請負者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>1 - 11 - 5 銘板工</p> <p>請負者は、銘板及び表示板の施工にあたっては、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>請負者は、銘板及び表示板の施工にあたっては、大きさ、取付位置、記載事項は、設計図書によらなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更
海-2-1	<p>第1節 適用</p> <p>2 . 海岸土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は、第1編第3章第11節軽量盛土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>2 . 海岸土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、軽量盛土工は、第1編第3章第11節軽量盛土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
海-2-4	<p>2 - 4 - 11 ケーソン工</p> <p>6 . 請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>6 . 請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、ただちに処置を行い、監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
海-2-5	<p>27 . 請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に報告しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に報告しなければならない。</p>	<p>27 . 請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に通知しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。</p>	表現の変更
海-4-1	<p>4 - 2 - 1 一般事項</p> <p>4 . 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、すみやかに取り除かなければならない。</p> <p>4 - 2 - 2 浚渫船運転工</p> <p>1 . 請負者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通知するとともに、すみやかに取り除かなければならない。</p> <p>1 . 請負者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に通知し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
海-4-2	<p>6. 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p> <p>4 - 3 - 1 一般事項</p> <p>4. 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、すみやかに取り除かなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、ポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、余掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p> <p>4. 請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通知するとともに、すみやかに取り除かなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
海-4-3	<p>4 - 3 - 2 浚渫船運転工</p> <p>1. 請負者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、グラブ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に通知し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>6. 請負者は、グラブ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、余掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-1	<p>第1節 適用</p> <p>3. 砂防土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成20年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成20年3月）</p> <p>削除</p>	<p>3. 砂防土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>（平成44年3月）</p> <p>（平成44年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧 （平成6年2月）</p>	<p>誤謬</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p>
砂-1-2	<p>1-3-2 材料</p> <p>1. 請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記による。</p>	<p>1. 請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数確認とし下記による。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-4	<p>5. (5) 請負者は、塗料の可使用時間は、表1-4の基準を遵守しなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-4	<p>6. CO₂ガスシールドアーク溶接に用いるCO₂ガスは、JIS A 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
砂-1-5	<p>1 - 4 - 1 一般事項</p> <p>2. 法面の施工については、道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工（日本道路協会、平成11年3月）、のり枠工の設計・施工指針第5章施工（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工（地盤工学会、平成12年3月）の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>1 - 4 - 6 アンカー工</p> <p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督職員に報告し、その処理対策については監督職員の指示によらなければならない。</p>	<p>2. 法面の施工については、道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督職員に通知し、その処理対策については監督職員の指示によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
砂-1-7	<p>1 - 4 - 1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、破砕帯、断層及び局所的な不良岩の処理について、監督職員に報告し、指示によらなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、破砕帯、断層及び局所的な不良岩の処理について、監督職員に通知し、指示によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-10	<p>1 - 7 - 8 間詰工</p> <p>間詰工の施工については、第4編1 - 6 - 7間詰工の規定によるものとする。</p>	<p>間詰工の施工については、第4編1 - 6 - 4コンタリートダム本体工の規定によるものとする。</p>	<p>誤謬</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-10	<p>1 - 7 - 10 現場塗装工</p> <p>3 . 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、処置を講じなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、塗装作業にエアスプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。</p> <p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>削除</p> <p>5 . 請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部、その他構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。</p> <p>9 . (1) 塗装禁止条件は、表 1 - 5 に示すとおりとする。</p>	<p>3 . 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、処置を講じなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。 なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5 . 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p> <p>(1) 素地調整程度 1 種については、第 1 編 3 - 3 - 15 工場塗装工の規定によるものとする。</p> <p>6 . 請負者は、素地調整にあつては素地調整程度 3 種を行わなければならない。</p> <p>7 . 請負者は、ボルト、形鋼の隅角部、その他構造の複雑な部分を注意して施工しなければならない。</p> <p>40 . (1) 塗布作業時の気温・湿度の制限は、表 1 - 5 に示すとおりとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																								
砂-1-11	<p>表 1 - 5 塗装禁止条件</p> <table border="1" data-bbox="320 308 1057 1082"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p> <p>11. 請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗			超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表 1 - 5 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" data-bbox="1169 308 1906 1090"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー</td> <td>0以下</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>超薄膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p> <p>12. 請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以上	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗			超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																									
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																																											
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																											
垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																											
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																									
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																											
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																									
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以上																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																																											
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																											
垂鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
超薄膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																											
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																									
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																											
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-11	<p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>13.</p> <p>(1) 請負者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。</p>	<p>44. 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分を請負者の責任により必要膜厚を確保するように施工しなければならない。</p> <p>45.</p> <p>(1) 天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。</p>	<p>削除</p> <p>表現の変更</p>
砂-1-12	<p>(5) 請負者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイント30μm塗布するものとする。</p> <p>16.</p> <p>(1) 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。</p>	<p>(5) 請負者は、第1種の素地調整を行ったときは、4時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。</p> <p>47. 請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。</p> <p>48.</p> <p>(1) 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、塗膜厚の測定を部材ごとに測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-12	<p>(6)</p> <p>平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し、再検査するものとする。</p>	<p>(6)</p> <p>平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し、再検査するものとする。</p>	表現の変更
砂-1-13	<p>17.</p> <p>(1) 請負者が、記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図1-1のとおり記録しなければならない。</p>	<p>49.</p> <p>(1) 請負者が、記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは塩ビ系の粘着シートをもつて図1-1の例により記録しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-13	 <p style="text-align: center;">図 1 - 1 塗装記録表の例</p>	 <p style="text-align: center;">図 1 - 1 塗装記録表の例</p>	表現の変更
砂-1-14	<p>1 - 8 - 5 間詰工 間詰コンクリートの施工については、第4編1 - 6 - 7間詰工の規定によるものとする。</p>	<p>間詰コンクリートの施工については、第4編1 - 6 - 4コンクリートダム本体工の規定によるものとする。</p>	誤謬

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-1-15	<p>1 - 9 - 4 境界工</p> <p>1 . 請負者は、境界杭（鉄）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、境界杭（鉄）の設置位置については、監督職員の指示によるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
砂-1-16	<p>1 - 9 - 5 銘板工</p> <p>請負者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>請負者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所を設計図書のとおりに行なければならない。特に指定のない場合は監督職員の指示によらなければならない。</p>	表現の変更
砂-2-1	<p>第1節 適用</p> <p>2 . 砂防土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p>	<p>2 . 砂防土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p>	誤謬
砂-3-1	<p>第1節 適用</p> <p>2 . 砂防土工は、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 （平成19年9月）</p>	<p>2 . 砂防土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例 （平成8年7月）</p>	誤謬 表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-1	<p>斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>地すべり対策技術協会—地すべり鋼管杭設計要領 (平成15年6月)</p> <p>地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) くい挿入工、アンカー工事 (昭和61年4月)</p> <p>地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) 集水井工事、排水ボーリング工事 (昭和61年4月)</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
砂-3-2	<p>3 - 3 - 6 アンカー工(プレキャストコンクリート板)</p> <p>1 . 請負者は、PC法枠工の施工については、第1編1 - 1 - 6 施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-2	<p>2. 請負者は、P C法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には整形しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、P C法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、基面とP C法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、P C法枠にがたつきがないように施工しなければならない。</p> <p>5. アンカーの施工については、第4編3 - 3 - 7 抑止アンカー工の規定によるものとする。</p> <p>6. 請負者は、P Cフレーム板の中に収まるアンカー頭部は、錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。</p> <p>7. 請負者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督職員に通知し、その処理対策については監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>3. 請負者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。</p> <p>6. 請負者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、材料を保管する場合は、保管場所は水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-2	<p>8. 請負者は、PC法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。</p> <p>9. 請負者は、PC法枠工の施工にあたっては、PCフレーム工法設計・施工の手引き4章施工の規定によるなければならない。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>8. 請負者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。</p> <p>9. 請負者は、アンカー体注入には、置換注入と加圧注入により行い、アンカー体が所定の位置に形成されるように正確に挿入しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にやり所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。</p> <p>11. 請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。</p> <p>なお、試験方法はグラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
砂-3-3	<p>3 - 3 - 7 抑止アンカー工</p> <p>9. 請負者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。</p>	<p>9. 請負者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-4	<p>3 - 4 - 5 プレキャスト擁壁工 削除</p> <p>1. 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 6 補強土壁工</p> <p>5. 請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。</p> <p>7. 請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>請負者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>5. 請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p>	<p>削除</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-4	<p>9. 請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。</p> <p>10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。</p>	<p>9. 請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
砂-3-5	<p>12. 請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>3 - 5 - 1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>12. 請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>原文なし</p> <p>2. 請負者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-6	<p>3 - 6 - 1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督職員に通知し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p>	表現の変更
砂-3-7	<p>3. 請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p> <p>5. 請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p> <p>6. 請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 3 井戸中詰工 井戸中詰工の施工については、第1編第4章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p>	<p>3. 請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p> <p>5. 請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に通知し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p> <p>6. 請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>井戸中詰工の施工については、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
砂-3-8	<p>3 - 8 - 3 既製杭工</p> <p>5. 請負者は、鋼管杭材については機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>誤謬</p> <p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
砂-3-8	<p>6. 請負者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
ダ-1-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成20年3月）</p>	<p>（平成44年3月）</p>	<p>表現の変更</p>
ダ-1-3	<p>1 - 4 - 2 原石骨材</p> <p>2 . (2) 請負者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員に報告しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>2 . (2) 請負者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員に通知しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
ダ-1-5	<p>1 - 4 - 8 打込み開始</p> <p>4 . 請負者は、コンクリートの打込み前に、コンクリートを打込む基礎岩盤面及び水平打継目のコンクリート面を、湿潤にして吸水させたうえで表面の水を除いた後、モルタルを敷き込み、ただちにコンクリートの打込みを開始しなければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、コンクリートの打込み前に、コンクリートを打込む基礎岩盤面及び水平打継目のコンクリート面を、湿潤にして吸水させたうえで表面の水を除いた後、モルタルを敷き込み、ただちにコンクリートの打込みを開始しなければならない。なお、モルタルを一度に敷き込む範囲は30分程度でダムコンクリートを打ち込める範囲としなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
ダ-1-9	1 - 7 - 5 観測計器埋設 1. 請負者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に 報告 しなければならない。また、計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を監督職員に 提出 しなければならない。	1. 請負者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に 通知 しなければならない。また、計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を監督職員に 提出 しなければならない。	表現の変更
ダ-1-13	1 - 10 - 4 施工 5. (3) セメントミルクの比重は、監督職員の指示する時期に、アジテータ及びベントにおいて比重計により測定し、監督職員に 報告 しなければならない。	5. (3) セメントミルクの比重は、監督職員の指示する時期に、アジテータ及びベントにおいて比重計により測定し、監督職員に 通知 しなければならない。	表現の変更
ダ-3-2	3 - 4 - 5 注入管理 請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督職員へ 報告 しなければならない。	請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督職員へ 通知 しなければならない。	表現の変更
目-6-2	第9節 落石 雪害 防止工	第9節 落石防止工	表現の変更
目-6-4	第11節 道路付属施設工		道-2-18 道-2-47 表現の変更
目-6-4	2 - 11 - 1 一般事項		道-2-18 道-2-47 表現の変更
目-6-12	第7章 (欠番)	第7章 トンネル(矢板)	表現の変更
目-6-17	15 - 4 - 11 グルーピング工	原文なし	道-15-9 追記
目-6-21	17 - 4 - 9 グルーピング工	原文なし	道-17-4 追記
目-6-24	第16節 落石 雪害 防止工	第16節 落石防止工	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-1-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 道路土工、地盤改良工、軽量盛土工、石・ブロック積（張）工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第4章第5節道路土工、第1編第3章第7節地盤改良工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第5節石・ブロック積（張）工、第1編第3章第9節構造物撤去工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>2. 道路土工、地盤改良工、軽量盛土工、石・ブロック積（張）工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第1編第3章第7節地盤改良工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第5節石・ブロック積（張）工、第1編第3章第9節構造物撤去工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	誤謬
道-1-2	<p>1-4-1 一般事項</p> <p>2. 請負者は法面の施工にあたって、道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工（日本道路協会、平成11年3月）、のり枠工の設計・施工指針第5章施工（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工（地盤工学会、平成12年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 請負者は法面の施工にあたって、道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更
道-1-3	<p>1-4-6 アンカー工</p> <p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督職員に報告し、その処理対策については監督職員の指示によらなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督職員に通知し、その処理対策については監督職員の指示によらなければならない。</p>	表現の変更
道-1-4	<p>1-5-1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工 擁壁工指針2-5・3-4施工一般（日本道路協会、平成11年3月）及び土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3施工上の注意事項（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定によらなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工 擁壁工指針2-5・3-4施工一般及び土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3施工上の注意事項の規定によらなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-1-4	<p>1 - 5 - 6 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工においては、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、プレキャスト上型擁壁、プレキャスト逆上型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト上型擁壁、プレキャスト逆上型擁壁の目地施工においては、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-1-5	<p>1 - 5 - 7 補強土壁工</p> <p>5. 請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。</p> <p>7. 請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-1-5	<p>12. 請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p>	<p>12. 請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
道-1-6	<p>1 - 7 - 1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般 (日本道路協会、平成11年3月)、道路土工 - 排水工指針 2 - 3 道路横断排水 (日本道路協会、昭和62年6月) の規定によらなければならない。</p> <p>1 - 7 - 2 材料</p> <p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容応力度 (日本道路協会、平成11年3月) の規定によらなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般、道路土工 - 排水工指針 2 - 3 道路横断排水の規定によらなければならない。</p> <p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容応力度の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-1-7	<p>1 - 7 - 7 プレキャストカルバート工</p> <p>3 . 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工 - ボックスカルバート工指針 4 - 2 - 2 (2) 敷設工 (日本道路協会、平成11年3月) の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工 - ボックスカルバート工指針 4 - 2 - 2 (2) 敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更
道-1-8	<p>1 - 8 - 1 一般事項</p> <p>2 . 請負者は、排水構造物工 (小型水路工) の施工にあたっては、道路土工 - 排水工指針 2 - 2 路面排水及び 3 - 5 地下排水施設の施工 (日本道路協会、昭和62年6月) の規定によらなければならない。</p> <p>1 - 8 - 3 側溝工</p> <p>3 . 請負者は、コルゲートフリユームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、排水構造物工 (小型水路工) の施工にあたっては、道路土工 - 排水工指針 2 - 2 路面排水及び 3 - 5 地下排水施設の施工の規定によらなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、コルゲートフリユームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更
道-1-9	<p>1 - 8 - 6 地下排水工</p> <p>1 . 請負者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督職員に報告し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督職員に通知し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-1-9	<p>第9節 落石雪害防止工</p> <p>1-9-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、落石雪崩防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>第9節 落石防止工</p> <p>1. 本節は、落石雪崩防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、落石防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、監督職員に通知し、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-2-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第4章第5節道路土工、第1編第3章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</p> <p>(平成19年6月)</p>	<p>2. 道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第1編第3章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説</p> <p>日本道路協会 舗装試験法便覧</p> <p>(昭和63年11月)</p>	<p>誤謬</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-1	<p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)</p>	<p>(平成16年3月)</p> <p>原文なし</p> <p>日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 (昭和62年1月)</p> <p>日本道路協会 排水性舗装技術指針(案) (平成8年10月)</p> <p>日本道路協会 舗装試験法便覧別冊</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>
道-2-2	<p>2-3-1 一般事項</p> <p>2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p>2-3-2 材料</p> <p>2. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、品質は、設計図書によるものとする。</p>	<p>2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p>2. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-2	<p>(1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物</p> <p>(2) グースアスファルト混合物</p> <p>3. 請負者は、設計図書によりポラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査(日本舗装協会、平成19年3月)の規定によらなければならない。</p> <p>2-3-4 橋面防水工</p> <p>4. 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工(日本舗装協会、平成19年3月)の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</p>	<p>(1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物の品質</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の品質</p> <p>3. 請負者は、設計図書により排水性舗装用混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計、施工資料3-3-2の規定によらなければならない。</p> <p>4. 請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料第4章の施工の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-2-3	<p>5. 請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に報告し、排水設備の設置などについて、監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に通知し、排水設備の設置などについて、監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-3	<p>2 - 3 - 6 半たわみ性舗装工</p> <p>4 . 請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 1半たわみ性舗装工（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10 - 3 - 7施工（日本舗装協会、平成4年12月）の規定、施工舗装再生便覧第2章2 - 7施工（日本舗装協会、平成16年2月）規定によらなければならない。</p> <p>2 - 3 - 7 排水性舗装工</p> <p>2 . 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9 - 3 - 1排水機能を有する舗装（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、舗装再生便覧2 - 7施工（日本舗装協会、平成16年2月）の規定によるものとする。</p>	<p>4 . 請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 1半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書→同解説第10章10 - 3 - 7施工の規定、施工舗装再生便覧第2章2 - 7施工の規定、本編2 - 3 - 6半たわみ性舗装工及び第1編3 - 6 - 5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9 - 3 - 1排水機能を有する舗装の規定、舗装再生便覧2 - 7施工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-2-4	<p>5 . ポーラスアスファルト混合物の配合は表2 - 3を標準とし、表2 - 4に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本舗装協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本舗装協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p>	<p>5 . ポーラスアスファルト混合物の配合は表2 - 3を標準とし、表2 - 4に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																				
道-2-5	<p>表 2 - 3 ポラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表 2 - 4 ポラスアスファルト混合物の目標値</p> <table border="1" data-bbox="322 405 1043 647"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空隙率 %</td> <td>20程度</td> </tr> <tr> <td>透水係数 cm / sec</td> <td>10⁻²以上</td> </tr> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>動的安定度 (D S) 回 / mm</td> <td>一 般 部 4,000程度 交差点部 5,000程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 .</p> <p>(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、監督職員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)</p> <p>(2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いことおよび製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p>	項 目	目 標 値	空隙率 %	20 程度	透水係数 cm / sec	10 ⁻² 以上	安定度 kN	3.43以上	動的安定度 (D S) 回 / mm	一 般 部 4,000程度 交差点部 5,000程度	<p>表 2 - 3 排水性混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表 2 - 4 排水性混合物の目標値</p> <table border="1" data-bbox="1167 405 1888 647"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空隙率 %</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>透水係数 cm / sec</td> <td>10⁻²以上</td> </tr> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>動的安定度 (D S) 回 / mm</td> <td>一 般 部 4,000程度 交差点部 5,000程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 .</p> <p>(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に通知するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、監督職員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)</p> <p>(2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p>	項 目	目 標 値	空隙率 %	20 以上	透水係数 cm / sec	10 ⁻² 以上	安定度 kN	3.43以上	動的安定度 (D S) 回 / mm	一 般 部 4,000程度 交差点部 5,000程度	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
項 目	目 標 値																						
空隙率 %	20 程度																						
透水係数 cm / sec	10 ⁻² 以上																						
安定度 kN	3.43以上																						
動的安定度 (D S) 回 / mm	一 般 部 4,000程度 交差点部 5,000程度																						
項 目	目 標 値																						
空隙率 %	20 以上																						
透水係数 cm / sec	10 ⁻² 以上																						
安定度 kN	3.43以上																						
動的安定度 (D S) 回 / mm	一 般 部 4,000程度 交差点部 5,000程度																						

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																		
道-2-6	<p>2 - 3 - 8 透水性舗装工</p> <p>2 . ポーラスアスファルト混合物の配合は表 2 - 5 を標準とし、表 2 - 6 に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本舗装協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本舗装協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p> <p>表 2 - 5 ポーラスアスファルト 混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表 2 - 6 ポーラスアスファルト 混合物の目標値</p>	<p>2 . ポーラスアスファルト混合物の配合は表 2 - 5 を標準とし、表 2 - 6 に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p> <p>表 2 - 5 透水性 混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表 2 - 6 透水性 混合物の目標値</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																		
道-2-7	<p>2 - 3 - 9 グースアスファルト舗装工</p> <p>表 2 - 7 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1" data-bbox="320 1134 1061 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分（%）</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間（分）</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験（-10℃、3mm）</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験（点）</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分（%）	50以上	JIS K 6833	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間（分）	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600	基盤目試験（点）	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5600	<table border="1" data-bbox="1167 1134 1908 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分（%）</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間（分）</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験（-10℃、3mm）</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験（点）</td> <td>10</td> <td>JIS K 4004</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分（%）	50以上	JIS K 6833	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間（分）	90以下	JIS K 5400	低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5400	基盤目試験（点）	10	JIS K 4004	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5400	<p>表現の変更</p>
項目	規格値		試験法																																																		
	ゴムアスファルト系																																																				
不揮発分（%）	50以上	JIS K 6833																																																			
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																			
指触乾燥時間（分）	90以下	JIS K 5600																																																			
低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600																																																			
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600																																																			
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5664																																																			
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5600																																																			
項目	規格値	試験法																																																			
	ゴムアスファルト系																																																				
不揮発分（%）	50以上	JIS K 6833																																																			
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																			
指触乾燥時間（分）	90以下	JIS K 5400																																																			
低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5400																																																			
基盤目試験（点）	10	JIS K 4004																																																			
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5664																																																			
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8以上	JIS K 5400																																																			

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																						
道-2-7	<p>表 2 - 8 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" data-bbox="320 308 1061 528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6833 2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 (例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼版を使用する)</p> <p>2 試験方法は、JIS K 6833、JIS K 6387などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 1	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833 2	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1	<p>表 2 - 8 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" data-bbox="1167 308 1908 528"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6839</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5400	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6839	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5400	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型			ゴム系溶剤型			試験方法																																																		
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833 2																																																					
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1																																																					
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																					
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間 (20)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5400																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6839																																																					
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5400																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400																																																					
道-2-8	<p>表 4 - 18(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱擁着型、常温粘着型)プライマーの品質</p> <table border="1" data-bbox="320 938 1061 1106"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K 6833 2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。</p> <p>2 試験方法は、JIS K 6833、JIS L 6387などを参考に実施する。</p> <p>3 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による。</p>	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 1	不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833 2	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p>																													
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																					
指触乾燥時間 (23)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833 2																																																					
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 1																																																					
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 1																																																					

頁	改訂後	改訂前	摘要																				
道-2-9	<p>表2 - 11 アスファルトプラントにおける ゲースアスファルト混合物の基準値</p> <p>[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>9 . (4) 請負者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備・保管し監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p> <p>(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2 mm以下を目標とする。</p>	<p>[注] 試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。</p> <p>9 . (4) 請負者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備・保管し監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>(5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2以下を目標とする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>誤謬</p>																				
道-2-10	<p>表2 - 13 目地材の規格</p> <table border="1" data-bbox="322 943 1025 1086"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(円錐針)(mm)</td> <td>9以下</td> <td rowspan="3">舗装調査・試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>流 動 (mm)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>引 張 量 (mm)</td> <td>10以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p>	項 目	規 格 値	試 験 法	針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装 調査・試験法便覧	流 動 (mm)	3以下	引 張 量 (mm)	10以上	<table border="1" data-bbox="1167 943 1870 1086"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(円錐針)(mm)</td> <td>9以下</td> <td rowspan="3">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>流 動 (mm)</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>引 張 量 (mm)</td> <td>10以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。</p>	項 目	規 格 値	試 験 法	針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装 試験法便覧	流 動 (mm)	3以下	引 張 量 (mm)	10以上	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
項 目	規 格 値	試 験 法																					
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装 調査・試験法便覧																					
流 動 (mm)	3以下																						
引 張 量 (mm)	10以上																						
項 目	規 格 値	試 験 法																					
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装 試験法便覧																					
流 動 (mm)	3以下																						
引 張 量 (mm)	10以上																						
道-2-12	<p>2 - 5 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、縁石工の施工にあたって、道路土工施工指針(日本舗装協会、昭和61年11月)の施工の規定によるものとする。</p>	<p>3 . 請負者は、縁石工の施工にあたって、道路土工施工指針の施工の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>																				

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-13	<p>2 - 6 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、踏掛版工の施工については、道路土工施工指針（日本舗装協会、昭和61年11月）の施工の規定、2 - 6 - 4 踏掛版工の規定によらなければならない。</p> <p>2 - 7 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説4 - 1 . 施工の規定（日本舗装協会、平成20年1月）、道路土工・施工指針の施工（日本舗装協会、昭和61年11月）の規定、及び第1編3 - 3 - 11路側防護柵工、3 - 3 - 10防止柵工の規定によらなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、踏掛版工の施工については、道路土工施工指針の施工の規定、2 - 6 - 4 踏掛版工の規定によらなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説4 - 1 . 施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、及び第1編3 - 3 - 11路側防護柵工、3 - 3 - 10防止柵工の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-2-14	<p>2 - 8 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、標識工の施工にあたって、道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工（日本舗装協会、昭和62年1月）の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、道路付属物の基礎（日本舗装協会、昭和61年11月）についての規定、第1編3 - 3 - 9小型標識工の規定、3 - 3 - 3作業土工の規定3 - 10 - 5土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブック（全国道路標識、平成16年8月）によらなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、標識工の施工にあたって、道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、道路付属物の基礎についての規定、第1編3 - 3 - 9小型標識工の規定、3 - 3 - 3作業土工の規定3 - 10 - 5土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブックによらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道-2-15	<p>2 - 8 - 2 材料</p> <p>3 . 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p>	<p>3 . 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p>	<p>誤謬</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-15	<p>2 - 9 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工施工指針の施工の規定の規定（日本舗装協会、昭和61年11月）、第1編3 - 3 - 12区画線工の規定によらなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工施工指針の施工の規定の規定、第1編3 - 3 - 12区画線工の規定によらなければならない。</p>	表現の変更
道-2-16	<p>2 - 10 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工（日本舗装協会、昭和63年12月）の規定、道路土工施工指針の施工（日本舗装協会、昭和61年11月）の規定、本編2 - 10 - 2道路植栽工の規定によるものとする。</p> <p>2 - 10 - 2 材料</p> <p>1 . 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、れき、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入材とするものとする。</p> <p>2 . 道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。</p>	<p>3 . 請負者は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工の規定、道路土工施工指針の施工の規定、本編2 - 10 - 2道路植栽工の規定によるものとする。</p> <p>1 . 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に有害な粘土、れき、ごみ、雑草等の混入していない現場発生土または、購入材とするものとする。</p> <p>2 . 道路植栽工で使用する樹木類は、植え出しに耐えるよう移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-16	<p>7. 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上がりの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上合った場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和が70%の値を幹周とする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
道-2-17	<p>2-10-3 道路植栽工</p> <p>4. 請負者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>5. 請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>6. (1) 請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督職員に通知し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>5. 請負者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に通知し指示を受けなければならない。</p> <p>6. (1) 請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督職員に通知し指示を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-17	<p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p>	<p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものは除去しなければならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p>
道-2-18	<p>13. 請負者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>14. 請負者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>15. 請負者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>16. 請負者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根本周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p>	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-18	<p>17. 請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>18. 植栽植樹の植替え</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>(1) 請負者は、植栽植樹等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不足となった場合には、当初植栽した樹木等と同等または、それ以上の規格のものに請負者の負担において植替えなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>(2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯死の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>(3) 枯死または、形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
<p>(4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流出、折損、倒木した場合にはこの限りではない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>	

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-18	<p>2 - 11 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、視線誘導標設置基準・同解説第 5 章の施工（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、道路照明施設設置基準・同解説第 7 章設計及び施工（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、道路土工施工指針の施工（日本道路協会、昭和61年11月）の規定、道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第 1 編第 3 章道路付属物工の規定、本編 2 - 11 - 3 境界工、2 - 11 - 5 ケーブル配管工及び 2 - 11 - 6 照明工の規定によらなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、視線誘導標設置基準・同解説第 5 章の施工の規定、道路照明施設設置基準・同解説第 7 章設計及び施工の規定、道路土工施工指針の施工の規定、道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工の規定、第 1 編第 3 章道路付属物工の規定、本編 2 - 11 - 3 境界工、2 - 11 - 5 ケーブル配管工及び 2 - 11 - 6 照明工の規定によらなければならない。</p>	表現の変更
道-2-19	<p>2 - 11 - 3 境界工</p> <p>3 . 請負者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督職員に報告するものとし、その処置について協議しなければならない。</p> <p>2 - 11 - 6 照明工</p> <p>2 . 請負者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に通知しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督職員に通知するものとし、その処置について協議しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督職員に通知し指示を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-2-19	<p>2 - 12 - 2 伸縮装置工</p> <p>1 . 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。</p>	表現の変更
道-3-1	<p>第1節 適用</p> <p>3 . 道路土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第5節道路土工、第1編第3章第11節軽量盛土工及び第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>5 .</p> <p>(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>3 . 道路土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第1編第3章第11節軽量盛土工及び第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>5 .</p> <p>(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	誤謬 表現の変更
道-3-2	<p>3 - 3 - 1 一般事項</p> <p>7 . 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ並びに内部欠損がないものを使用しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたはひずみがないものを使用しなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要																												
道-3-3	<p>3 - 3 - 4 アンカーフレーム製作工</p> <p>表3 - 1 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <table border="1" data-bbox="320 357 1061 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th>68mm以下</th> <th>68mmをこえるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじの種類</td> <td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> <td>メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>JIS規格による</td> <td>6 mm</td> </tr> <tr> <td>精度</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ - 公差)</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ - 公差)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		68mm以下	68mmをこえるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用 メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 5 (一般用 メートルねじ)	ピッチ	JIS規格による	6 mm	精度	3級 JIS B 0209 (一般用 メートルねじ - 公差)	3級 JIS B 0209 (一般用 メートルねじ - 公差)	<table border="1" data-bbox="1164 357 1906 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th>68mm以下</th> <th>68mmをこえるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじの種類</td> <td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル並目ねじ)</td> <td>メートル細目ねじ JIS B 0207 (メートル細目ねじ)</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>JIS規格による</td> <td>6 mm</td> </tr> <tr> <td>精度</td> <td>3級 JIS B 0209 (メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差)</td> <td>3級 JIS B 0244 (メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		68mm以下	68mmをこえるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル 並目 ねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 7 (メートル 細目 ねじ)	ピッチ	JIS規格による	6 mm	精度	3級 JIS B 0209 (メートル 並目 ねじの許容限界寸法及び公差)	3級 JIS B 02 44 (メートル 細目 ねじの許容限界寸法及び公差)	表現の変更
	ボルトの呼び径																														
	68mm以下	68mmをこえるもの																													
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用 メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 5 (一般用 メートルねじ)																													
ピッチ	JIS規格による	6 mm																													
精度	3級 JIS B 0209 (一般用 メートルねじ - 公差)	3級 JIS B 0209 (一般用 メートルねじ - 公差)																													
	ボルトの呼び径																														
	68mm以下	68mmをこえるもの																													
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル 並目 ねじ)	メートル細目ねじ JIS B 020 7 (メートル 細目 ねじ)																													
ピッチ	JIS規格による	6 mm																													
精度	3級 JIS B 0209 (メートル 並目 ねじの許容限界寸法及び公差)	3級 JIS B 02 44 (メートル 細目 ねじの許容限界寸法及び公差)																													
道-3-4	<p>3 - 4 - 8 橋台躯体工</p> <p>4 . 請負者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更																												
道-3-6	<p>3 - 6 - 9 橋脚フーチング工</p> <p>4 . 請負者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧 架設編第3章架設工法（日本道路協会、昭和60年2月）による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧 架設編第3章架設工法による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更																												

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-3-6	<p>3 - 6 - 10 橋脚架設工</p> <p>1. 請負者は、橋脚架設工の施工については、第6編4 - 4 - 4 鋼橋架設工（クレーン架設）、道路橋示方書・同解説（鋼橋編）第17章施工（日本道路協会、平成14年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. 請負者は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に報告した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、橋脚架設工の施工については、第6編4 - 4 - 4 鋼橋架設工（クレーン架設）、道路橋示方書・同解説（鋼橋編）第17章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. 請負者は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に通知した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-3-7	<p>3 - 6 - 11 現場継手工</p> <p>2. 請負者は、現場継手工の施工については、道路橋示方書・同解説（鋼橋編）17章施工（日本道路協会、平成14年3月）、鋼道路橋施工便覧 架設編第2章架設工事（日本道路協会、昭和60年2月）の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 請負者は、現場継手工の施工については、道路橋示方書・同解説（鋼橋編）17章施工、鋼道路橋施工便覧 架設編第2章架設工事の規定によらなければならない。これ以外による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道-3-10	<p>3 - 10 - 4 プレキャスト擁壁工</p> <p>1. 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、プレキャスト上型擁壁、プレキャスト逆工型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、プレキャスト上型擁壁、プレキャスト逆工型擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-4-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</p> <p>削除</p>	<p>(昭和56年4月)</p> <p>(平成46年3月)</p> <p>原文なし</p> <p>日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 (昭和62年1月)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>削除</p>
道-4-2	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>5. 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
道-4-4	<p>4-3-2 材料</p> <p>7. 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>(4) 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p>	<p>誤謬</p>

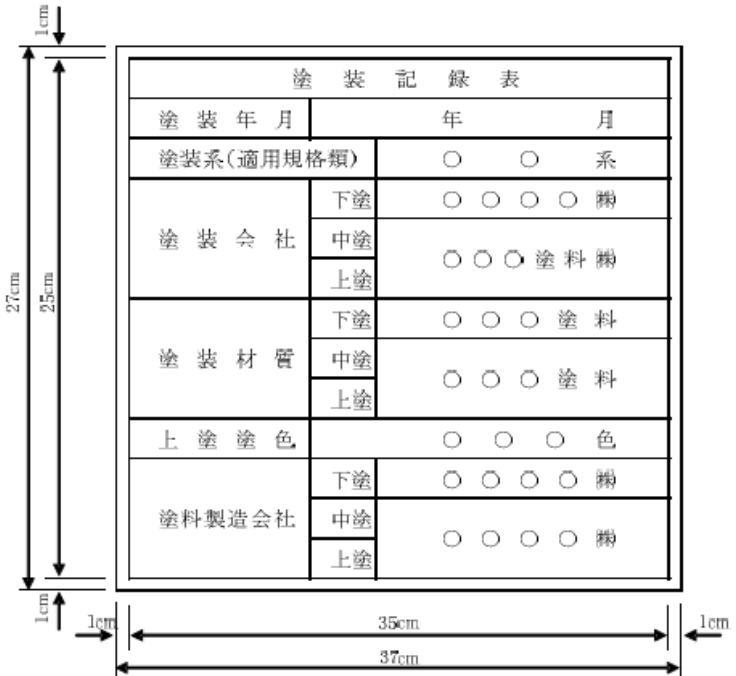
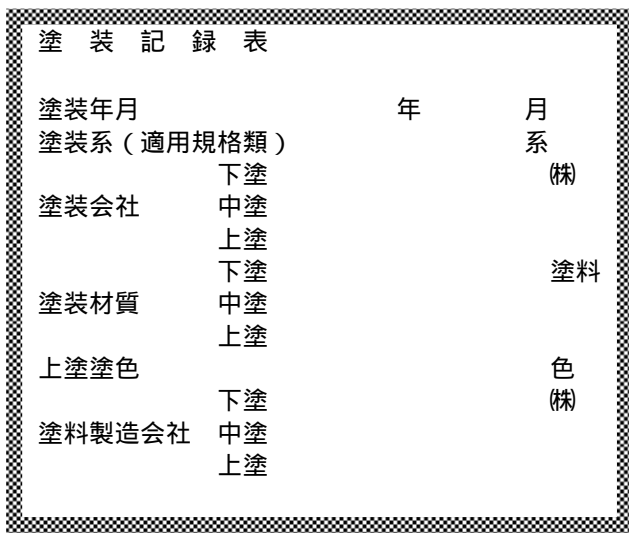
頁	改訂後	改訂前	摘要																				
道-4-7	<p>4 - 4 - 3 地組工</p> <p>1 .</p> <p>(3) 仮置き中に部材 について汚損および腐食を生じない ように対策を講じるものとする。</p> <p>(4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。</p> <p>2 .</p> <p>(2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。</p> <p>(3) 本締め我先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認し、その結果を監督職員に提出するものとする。</p>	<p>1 .</p> <p>(3) 仮置き中に部材が、汚損、腐食をしないように対策を講じるものとする。</p> <p>(4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に通知し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。</p> <p>2 .</p> <p>(2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に通知し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。</p> <p>(3) 本締め我先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを確認しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																				
道-4-9	<p>4 - 4 - 10 支承工</p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工 (日本道路協会、平成16年4月) によらなければならない。</p>	<p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>																				
道-4-10	<p>4 - 4 - 11 現場継手工</p> <p>表4 - 5 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90 ~ 200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm	接触面の合計乾燥塗膜厚	90 ~ 200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30 μm 以上</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90 ~ 200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm 以上	接触面の合計乾燥塗膜厚	90 ~ 200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上	<p>表現の変更</p>
項 目	条 件																						
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm																						
接触面の合計乾燥塗膜厚	90 ~ 200 μm																						
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																						
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上																						
項 目	条 件																						
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm 以上																						
接触面の合計乾燥塗膜厚	90 ~ 200 μm																						
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																						
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上																						

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-4-12	<p>7 .</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後すみやかに行き、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに、提出するものとする。</p>	<p>7 .</p> <p>(1) 締付け確認をボルト締付け後すみやかに行き、その記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に、提出するものとする。</p>	表現の変更
道-4-13	<p>9 .</p> <p>請負者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。</p> <p>4 - 5 - 3 現場塗装工</p> <p>1 . 請負者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に行わなければならない。これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、必要な処置を講じなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他構造の複雑な部分について必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。</p>	<p>9 .</p> <p>現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けるものとする。</p> <p>1 . 請負者は、鋼橋の現場塗装は、原則として床版工終了後に行わなければならない。これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に通知し、必要な処置を講じなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分を必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-4-13	<p>8. 請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m²以上の時は水洗いするものとする。</p> <p>9. 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>塗装禁止条件は、表4 - 10に示すとおりである。</p>	<p>8. 請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaCl50mg/m²以上の時は水洗いするものとする。</p> <p>9. 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。</p> <p>塗布作業時の気温・湿度の制限は、表4 - 10に示すとおりである。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																																																																																																																																								
道-4-14	<p>表4-10 塗装禁止条件</p> <table border="1" data-bbox="320 308 1061 1086"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下, 30以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>0以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</p> <p>11. 請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗			超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表4-10 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" data-bbox="1167 308 1908 1086"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下, 30以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td><td>5以下, 20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>0以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p> <p>11. 請負者は、塗り残し、気泡むらながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗			変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用			亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗			超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)			変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)			無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗			コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗			ふっ素樹脂塗料上塗			弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗			コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗			鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																									
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																																											
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																											
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																											
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																									
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																											
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																																																																																																									
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																									
無機ジンクリッチペイント																																																																																																																																																																											
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用																																																																																																																																																																											
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗																																																																																																																																																																											
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																																																																																																									
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)																																																																																																																																																																											
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)																																																																																																																																																																											
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																																																																																																									
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
ふっ素樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗																																																																																																																																																																											
ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																									
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											
鉛・クロムフリーさび止めペイント																																																																																																																																																																											
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																									
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																																																																																																																																																																											

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-4-15	<p>14 . (2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>15 . 請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイント30μm塗布するものとする。</p> <p>16 . (1) 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>14 . (2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>15 . 請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。</p> <p>16 . (1) 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-4-16	<p>17 . (1) 請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。</p> <p>また、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p>	<p>17 . (1) 請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。</p> <p>また、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-4-16	 <p style="text-align: center;">図 4 - 2 塗装記録表(例)</p>	 <p style="text-align: center;">図 4 - 2 塗装記録表(例)</p>	表現の変更
道-4-17	<p>4 - 6 - 2 床版工</p> <p>1 .</p> <p>(11) 工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1 - 1 - 34後片付け）を行なわなければならない。</p>	<p>1 .</p> <p>(11) 工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1 - 1 - 36後片付け）を行なわなければならない。</p>	誤謬

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-4-18	<p>4 - 7 - 2 伸縮装置工</p> <p>1. 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
道-5-1	<p>第1節 適用</p> <p>5.</p> <p>(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに提出しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p>	<p>5.</p> <p>(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>(平成46年3月)</p> <p>(昭和56年4月)</p>	表現の変更 表現の変更
道-5-2	<p>5 - 3 - 7 鋳造費</p> <p>橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) の規定によらなければならない。</p>	<p>橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120の規定によらなければならない。</p>	表現の変更
道-5-3	<p>5 - 4 - 1 一般事項</p> <p>5. 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-5-3	<p>5 - 4 - 2 プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 表示認証工場において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2 .</p> <p>(3) コンクリートの施工については、下記の規定により製作されたもの。</p>	<p>1 . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 認定工場において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2 .</p> <p>(3) コンクリートの施工については、下記の規定により製作されたものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-5-4	<p>5 - 4 - 3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 .</p> <p>(2) 請負者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</p> <p>2 .</p> <p>(2) 請負者は、P C鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。</p>	<p>1 .</p> <p>(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に実施するものとする。</p> <p>(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。</p> <p>(4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。</p> <p>2 .</p> <p>(2) P C鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入作業をするものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-5-4	<p>(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。</p>	<p>(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。</p>	表現の変更
道-5-5	<p>3 .</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(8) プレストレスの施工については、道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編19.8 PC鋼材工及び緊張工（日本道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p> <p>4 .</p> <p>(1) グラウト中の全塩化物イオン量は、セメント質量の0.08%以下とするものとする。</p>	<p>3 .</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に通知するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(8) プレストレスの施工については、道路橋示方書・ コンクリート橋編19.8 PC鋼材工及び緊張工に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>4 .</p> <p>(1) グラウト中の全塩化物イオン量は、0-30kg/m³以下とするものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-5-6	<p>(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、監督職員の承諾を得るものとする。</p>	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-5-6	<p>(8) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。</p> <p>5 - 4 - 5 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2 .</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5 - 1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては JSCE - H101 - 2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書（規準編）（土木学会、平成19年5月）によるものとする。</p>	<p>原文なし</p> <p>2 .</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5 - 1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては JSCE - H101 - 2004 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書→規準編）によるものとする。</p>	<p>追記</p> <p>表現の変更</p>
道-5-8	<p>5 - 5 - 1 一般事項</p> <p>7 . 請負者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道-5-11	<p>5 - 6 - 1 一般事項</p> <p>7 . 請負者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-5-11	<p>5 - 6 - 2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p> <p>5 - 6 - 4 PCホロースラブ製作工 5 . 請負者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針第6章施工（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。</p>	<p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p> <p>5 . 請負者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（土木学会）第6章施工の規定により施工しなければならない。</p>	<p>誤謬</p> <p>表現の変更</p>
道-5-12	<p>5 - 7 - 1 一般事項 7 . 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5 - 7 - 2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p> <p>5 - 8 - 1 一般事項 5 . 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p> <p>5 . 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>誤謬</p> <p>表現の変更</p>
道-5-13	<p>5 - 9 - 1 一般事項 7 . 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-5-13	<p>5 - 9 - 2 架設支保工（固定） 支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p>	<p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p>	誤謬
道-5-14	<p>5 - 10 - 1 一般事項 7 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5 - 10 - 2 P C 片持箱桁製作工 3 . 請負者は、P C 鋼棒のP C 固定及びP C 継手（普通継手・緊張端継手）がある場合はプレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、P C 鋼棒のP C 固定及びP C 継手（普通継手・緊張端継手）がある場合はプレストレストコンクリート工法設計施工指針（土木学会）第6章施工の規定により施工しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更
道-5-15	<p>5 - 11 - 1 一般事項 7 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（メートル細目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	表現の変更
道-6-1	<p>第1節 適用 2 . 道路土工は、第1編第4章第5節道路土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>7 . 請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>2 . 道路土工は、第1編第4章第4節道路土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>7 . 請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	誤謬 表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-6-1	<p>8. 請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、すみやかに監督職員に報告するものとする。</p> <p>9. 請負者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>8. 請負者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、すみやかに監督職員に通知するものとする。</p> <p>9. 請負者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-6-2	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)</p> <p>労働省 ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)</p> <p>建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定)</p>	<p>(平成5年11月)</p> <p>(平成12年12月)</p> <p>建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針 (設計及び保守管理)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-6-3	<p>6 - 3 - 2 掘削工</p> <p>7 . 請負者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>6 - 4 - 1 一般事項</p> <p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>2 . 請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、すみやかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、すみやかに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>
道-6-4	<p>6 - 4 - 5 鋼製支保工</p> <p>2 . 請負者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。</p> <p>6 - 5 - 1 一般事項</p> <p>2 . 請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>2 . 請負者は、鋼製支保工を地山または吹付けコンクリートに密着させ巻厚が確保できるように建て込まなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-6-5	<p>6 - 5 - 3 覆工コンクリート工</p> <p>9. 請負者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。</p>	原文なし	追記
道-6-6	<p>10. 請負者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>11. 請負者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。</p>	原文なし	追記
道-6-7	<p>6 - 6 - 4 インバート本体工</p> <p>5. インバート盛土の締固め度については、第1編1 1 29 施工管理第3項の規定によるものとする。</p> <p>6 - 7 - 2 材料</p> <p>地下排水工に使用する配水管は、JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) 及びJIS K 6922-1 (プラスチック - ポリエチレン (PE) 成形用及び押出用材料 - 第1部: 呼び方のシステム及び仕様表記の基礎) に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。</p>	<p>原文なし</p> <p>地下排水工に使用する配水管は、JIS A 5303 (遠心力鉄筋コンクリート管) 及びJIS K 6748 (高密度ポリエチレン管) に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。</p>	<p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-6-8	<p>6 - 8 - 5 明り巻工 請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更
道-8-1	<p>第1節 適用 2. 道路土工は、第1編第4章第5節道路土工の規定によるものとする。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成20年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p>	<p>2. 道路土工は、第1編第4章第4節道路土工の規定によるものとする。</p>	<p>誤謬</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-8-3	<p>8 - 4 - 6 横締め工</p> <p>5 . プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の抜き出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>5 . プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の抜き出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	表現の変更
道-8-4	<p>8 - 6 - 5 銘板工</p> <p>1 . 請負者は、標示板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 . 標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とする。</p> <p>3 . 請負者は標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、銘板を設計図書に示された位置及び仕様により設置しなければならない。</p> <p>2 . 銘板の材質はJIS H 2022（鋳物用黄銅合金地金）とする。</p> <p>3 . 請負者は銘板に記載する寸法は建築限界としなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更 表現の変更
道-9-1	<p>第1節 適用</p> <p>2 . 工場製品輸送工は、第1編第3章第8節工場製品輸送工、道路土工は、第1編第4章第5節道路土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	<p>2 . 工場製品輸送工は、第1編第3章第8節工場製品輸送工、道路土工は、第1編第4章第4節道路土工、仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p>	誤謬

長崎県建設工事共通仕様書 改訂箇所一覧表 【改訂22.4.1】

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-9-4	<p>9 - 6 - 5 銘板工</p> <p>1. 請負者は、標示板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図9 - 1によらなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図9 - 1によらなければならない。</p>	表現の変更
道-9-5	<p>2. 請負者は、標示板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、標示板に記載する年月は、鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、銘板の取付位置については、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>3. 請負者は、銘板に記載する年月は、鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。</p> <p>原文なし</p>	表現の変更 表現の変更 追記
道-10-1	<p>10 - 3 - 3 残土処理工</p> <p>残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 6残土処理工の規定によるものとする。</p>	<p>残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 7残土処理工の規定によるものとする。</p>	誤謬
道-11-2	<p>11 - 4 - 4 残土処理工</p> <p>残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 6残土処理工の規定によるものとする。</p>	<p>残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 7残土処理工の規定によるものとする。</p>	誤謬

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-12-2	<p>12 - 4 - 4 残土処理工 残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 6残土処理工の規定によるものとする。</p>	<p>残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 7残土処理工の規定によるものとする。</p>	誤謬
道-12-3	<p>12 - 6 - 3 縦締工 縦締工の施工については、第6編5 - 4 - 3ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定によるものとする。</p> <p>12 - 6 - 4 横締工 現場で行う横締工の施工については、第6編5 - 4 - 3ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定によるものとする。</p>	<p>縦締工の施工については、第6編5 - 4 - 3ポストテンション桁製作工の5項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定によるものとする。</p> <p>現場で行う横締工の施工については、第6編5 - 4 - 3ポストテンション桁製作工の5項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定によるものとする。</p>	誤謬 誤謬
道-13-1	<p>13 - 4 - 2 掘削工 掘削工の施工については、第1編4 - 3 - 2掘削工の規定によるものとする。</p> <p>13 - 4 - 4 残土処理工 残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 6残土処理工の規定によるものとする。</p>	<p>掘削工の施工については、第6編42 - 4 - 2掘削工の規定によるものとする。</p> <p>残土処理工の施工については、第1編4 - 3 - 7残土処理工の規定によるものとする。</p>	誤謬 誤謬
道-14-1	<p>第1節 適用 2 . 開削土工は、第6編第13章第4節開削土工の規定によるものとする。</p>	<p>2 . 開削土工は、第6編第42章第4節開削土工の規定によるものとする。</p>	誤謬

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 道路土工は第1編第4章第5節道路土工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p>	<p>2. 道路土工は第1編第4章第4節道路土工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-50の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装試験法便覧 (昭和63年4月)</p>	<p>誤謬</p> <p>誤謬</p> <p>表現の変更</p>
道-15-2	<p>15-3-2 道路巡回工</p> <p>3. 請負者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ通知し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道-15-3	<p>15-4-5 切削オーバーレイ工</p> <p>1. 路面切削工の施工については、第6編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。</p> <p>2. (2) 請負者は、施工面に異常を発見した時は、ただちに監督職員に報告し、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1. 路面切削工の施工については、第6編15-4-40アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。</p> <p>2. (2) 請負者は、施工面に異常を発見した時は、ただちに監督職員に通知し、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>誤謬</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-4	<p>15 - 4 - 6 オーバーレイ工</p> <p>1 . (4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>15 - 4 - 7 路上再生工</p> <p>1 . (1)</p> <p>請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(2)</p> <p>請負者は、施工に先立って舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）の5 - 3 再生路盤材料に関する試験に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p>	<p>1 . (4) 請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に通知し、すみやかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1 . (1)</p> <p>請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に通知し、すみやかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(2)</p> <p>請負者は、施工に先立って舗装試験法便覧（3-8-1）または同便覧（3-8-2）に示す試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-15-5	<p>(3)</p> <p>請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるG021 砂置換法による路床の密度の測定方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(3)</p> <p>請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、路上再生路盤工法技術方針（案）の表-7の〔注〕に示す方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-5	<p>2 . (1)</p> <p>請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>2 . (1)</p> <p>請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に通知し、すみやかに監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更
道-15-6	<p>(2)</p> <p>請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第1編3 - 6 - 2アスファルト舗装の材料、表3 - 22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。</p> <p>請負者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第1編3 - 6 - 1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 請負者は、路上表層再生工法技術指針（案）の7 - 3 - 2品質管理（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(2)</p> <p>請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第1編3 - 6 - 2アスファルト舗装の材料、表3 - 42マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。</p> <p>請負者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第1編3 - 6 - 1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を確認し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 請負者は、路上表層再生工法技術指針（案）の7 - 3 - 2品質管理に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-7	<p>15 - 4 - 9 コンクリート舗装補修工</p> <p>8 . アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上で行うものとする。 なお、請負者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>11 . 請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>8 . アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとする。</p> <p>なお、請負者は、使用する計測装置について、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>11 . 請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-15-8	<p>15 - 4 - 10 アスファルト舗装補修工</p> <p>9 . 請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>10 . 請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、施工前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>9 . 請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に通知しなければならない。</p> <p>10 . 請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-15-9	<p>15 - 4 - 11 グルーピング工</p> <p>1 . 請負者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、監督職員と承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更がある場合は、監督職員と協議することとする。</p>	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>追記</p> <p>追記</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-9	<p>2. 請負者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。</p> <p>3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。</p> <p>4. 請負者は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、施工前に監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、グルーピングの施工位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
道-15-11	<p>15 - 8 - 2 材料</p> <p>1. 境界工で使用する材料については、第6編2 - 11 - 2材料の規定によるものとする。</p> <p>2. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第1編3 - 6 - 2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。</p> <p>3. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によるものとする。</p>	<p>1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第1編2—14—1道路標識の規定によるものとする。</p> <p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS-K-5621(一般用錆止めペイント)からJIS-K-5628(鉛丹ジソタクロメート錆止めペイント2種)に適合するものを用いるものとする。</p> <p>3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS-G-3444(一般構造用炭素鋼管)STK400、JIS-A-5525(鋼管杭)SKK400及びJIS-G-3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-11	<p>4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第1編2-9-2セメントコンクリート製品の規定および設計図書によるものとする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>4. 請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 請負者は、標識板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しな</p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
道-15-12	<p>15-11-1 一般事項</p> <p>2. カルバートの施工については、道路土工-カルバート工指針4-1 施工一般(日本道路協会、平成11年3月)、道路土工-排水工指針2-3 道路横断排水(日本道路協会、昭和62年6月)の規定によるものとする。</p> <p>15-11-2 材料</p> <p>プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針3-1-2 材料と許容応力度(日本道路協会、平成11年3月)の規定によるものとする。</p>	<p>2. カルバートの施工については、道路土工-カルバート工指針4-1 施工一般、道路土工-排水工指針2-3 道路横断排水の規定によるものとする。</p> <p>プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針3-1-2 材料と許容応力度の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-15-14	<p>15-13-4 床版補強工(増桁架設工法)</p> <p>3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行なうものとする。</p>	<p>3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定するケレンを行なうものとする。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-18	<p>15 - 17 - 3 裏込注入工</p> <p>1. 請負者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 請負者は、裏込注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p> <p>4. 請負者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。</p> <p>5. 請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。</p> <p>15 - 17 - 4 漏水対策工</p> <p>1. 請負者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1. 裏込注入工の施工については、第6編7-5-5裏込注入工の規定によるものとする。</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>1. 請負者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-19	<p>15 - 18 - 3 付属物復旧工</p> <p>1. 請負者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
道-15-20	<p>15 - 19 - 3 路面清掃工</p> <p>1. 請負者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督職員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>15 - 19 - 5 排水施設清掃工</p> <p>1. 請負者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>15 - 19 - 6 橋梁清掃工</p> <p>1. 請負者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>15 - 19 - 7 道路付属物清掃工</p> <p>1. 請負者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督職員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>1. 請負者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>1. 請負者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>1. 請負者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-21	<p>15 - 19 - 8 構造物清掃工</p> <p>1. 請負者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>15 - 20 - 2 材料</p> <p>2. 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、ごみ、雑草、がれき、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。</p> <p>3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。</p> <p>4. 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。</p> <p>5. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。</p>	<p>1. 請負者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>2. 客土及び間詰土は雑草、がれき、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。</p> <p>3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。</p> <p>4. 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>5. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹にあって「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高とする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-22	<p>6. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によるものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>7. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>8. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合は、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
	<p>15 - 20 - 3 樹木・芝生管理工</p>		
	<p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。</p>	<p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>8. 請負者は、樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。</p>	<p>8. 請負者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれらとの配置を考慮して適切に植付けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>9. 請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p>	<p>9. 請負者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に通知し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-22	<p>10. 請負者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>11. 請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。</p>	<p>10. 請負者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に通知し指示を受けなければならない。</p> <p>11. 請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに監督職員に通知し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-15-24	<p>25. 請負者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障ない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p>26. 請負者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>27. 請負者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。</p>	<p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
	<p>15 - 21 - 2 道路除草工</p> <p>1. 請負者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-15-24	<p>15 - 22 - 2 冬期安全施設工</p> <p>1. 請負者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
道-15-25	<p>15 - 23 - 2 応急処理事業工</p> <p>応急処理事業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び監督職員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>応急処理事業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び監督職員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。</p>	表現の変更
道-16-1	<p>第1節 適用</p> <p>5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告し、監督職員の指示によらなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について通知し、監督職員の指示によらなければならない。</p>	表現の変更
道-16-2	<p>16 - 3 - 1 一般事項</p> <p>6. 請負者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。 ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に報告するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に通知しなければならない。 ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に通知しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に通知するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-16-2	<p>8. 請負者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。なお、観測及び報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。</p> <p>16-3-2 材料 請負者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督職員に品質証明書の確認を受けなければならない。</p>	<p>8. 請負者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に通知しなければならない。なお、観測及び通知時間、通知方法は設計図書によらなければならない。</p> <p>請負者は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督職員に品質証明書の確認を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道-16-3	<p>16-3-8 雪道巡回工</p> <p>3. 請負者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ通知し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道-16-4	<p>16-3-10 保険費</p> <p>請負者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時までに提出しなければならない。</p> <p>16-3-11 除雪機械修理工</p> <p>1. 請負者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはその恐れがある場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>請負者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>1. 請負者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはその恐れがある場合は、監督職員に通知し、指示を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-17-1	<p>第1節 適用</p> <p>2. 工場製品輸送工は第1編第3章第8節工場製品輸送工、道路土工は第1編第4章第5節道路土工、軽量盛土工は第1編第3章第11節軽量盛土工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>削除</p>	<p>2. 工場製品輸送工は第1編第3章第8節工場製品輸送工、道路土工は第1編第4章第4節道路土工、軽量盛土工は第1編第3章第11節軽量盛土工、構造物撤去工は第1編第3章第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-50の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装試験法便覧 (昭和63年4月)</p> <p>日本道路協会 路上再生路盤工法技術指針案(案) (昭和62年1月)</p>	<p>誤謬</p> <p>誤謬</p> <p>表現の変更</p> <p>削除</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要																																																		
道-17-3	<p>表17-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格 ((社)日本道路協会規格)</p> <table border="1" data-bbox="320 357 1057 735"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類及び記号</th> <th>ノニオン乳剤・MN - 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">エングラード (25)</td> <td>2 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm)</td> <td>%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性</td> <td>%</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">残留物</td> <td>針入度 (25)</td> <td>60を越え300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分</td> <td>%</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯留安定度 (24時間)</td> <td>%</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、舗装調査・試験法便覧 1 - 3 アスファルト乳剤の試験によるものとする。</p>	種類及び記号		ノニオン乳剤・MN - 1	エングラード (25)		2 ~ 30	ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下	セメント混合性	%	1.0以下	蒸発残留分	%	57以上	残留物	針入度 (25)	60を越え300以下	トルエン可溶分	%	97以上	貯留安定度 (24時間)	%	1以下	<table border="1" data-bbox="1167 357 1904 756"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類及び記号</th> <th>ノニオン乳剤・MN - 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">エングラード (25)</td> <td>2 ~ 30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm)</td> <td>%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性</td> <td>%</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">残留物</td> <td>針入度 (25)</td> <td>60を越え300以下</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15) cm</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分</td> <td>%</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯留安定度 (24時間)</td> <td>%</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>原文なし</p>	種類及び記号		ノニオン乳剤・MN - 1	エングラード (25)		2 ~ 30	ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下	セメント混合性	%	1.0以下	蒸発残留分	%	57以上	残留物	針入度 (25)	60を越え300以下	伸度 (15) cm	80以上	トルエン可溶分	%	97以上	貯留安定度 (24時間)	%	1以下	表現の変更
種類及び記号		ノニオン乳剤・MN - 1																																																			
エングラード (25)		2 ~ 30																																																			
ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下																																																			
セメント混合性	%	1.0以下																																																			
蒸発残留分	%	57以上																																																			
残留物	針入度 (25)	60を越え300以下																																																			
	トルエン可溶分	%	97以上																																																		
貯留安定度 (24時間)	%	1以下																																																			
種類及び記号		ノニオン乳剤・MN - 1																																																			
エングラード (25)		2 ~ 30																																																			
ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下																																																			
セメント混合性	%	1.0以下																																																			
蒸発残留分	%	57以上																																																			
残留物	針入度 (25)	60を越え300以下																																																			
	伸度 (15) cm	80以上																																																			
	トルエン可溶分	%	97以上																																																		
貯留安定度 (24時間)	%	1以下																																																			
道-17-4	<p>17-4-9 グルーピング工 グルーピング工の施工については、第6編15-4-11 グルーピング工の規定によるものとする。</p> <p>17-5-5 集水柵・マンホール工 集水柵・マンホール工の施工については、第6編1-8-5 集水柵・マンホール工の規定によるものとする。</p>	<p>原文なし</p> <p>集水柵・マンホール工の施工については、第40編1-8-5 集水柵・マンホール工の規定によるものとする。</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>誤謬</p>																																																		

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-17-5	<p>17 - 8 - 2 材料</p> <p>6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	表現の変更
道-17-6	<p>17 - 10 - 2 道路植栽工</p> <p>道路植栽工で使用する材料と施工については、第6編第2章第10節道路植栽工の規定によるものとする。</p>	<p>道路植栽工の施工については、第6編2-10-2道路植栽工の規定によるものとする。</p>	表現の変更
	<p>17 - 11 - 2 材料</p> <p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p>	<p>2. 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に有害な粘土、れき、ごみ、雑草等の混入していない現場発生土または、購入材とするものとする。</p>	削除
		<p>3. 道路植栽工で使用する樹木類は、植え出しに耐えるよう移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。</p>	削除
	<p>4. 請負者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。</p>	削除	

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-17-8	<p>17 - 14 - 1 一般事項</p> <p>2 . 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般（日本道路協会、平成11年3月）、道路土工 - 排水工指針 2 - 3 道路横断排水（日本道路協会、昭和62年6月）の規定によらなければならない。</p>	<p>5. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあつて「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。</p> <p>6. 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。</p> <p>7. 道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。</p> <p>2 . 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針 4 - 1 施工一般、道路土工 - 排水工指針 2 - 3 道路横断排水の規定によらなければならない。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>表現の変更</p>
	<p>17 - 14 - 2 材料</p> <p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容応力度（日本道路協会、平成11年3月）の規定によらなければならない。</p>	<p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工 - カルバート工指針 3 - 1 - 2 材料と許容応力度の規定によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-17-9	<p>17 - 15 - 1 一般事項</p> <p>2 . 法面の施工にあたって、道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工（日本道路協会、平成11年3月）、のり枠工の設計・施工指針第5章施工（全国特定法面保護協会、平成12年3月）、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工（地盤工学会、平成15年3月）の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第16節 落石雪害防止工</p> <p>17 - 16 - 1 一般事項</p> <p>1 . 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2 . 請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>17 - 16 - 2 材料</p> <p>請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2 . 法面の施工にあたって、道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第16節 落石防止工</p> <p>1 . 本節は、落石防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2 . 請負者は、落石防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、災害防止のための措置をとるとともに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
道-17-14	<p>17 - 22 - 4 R C 橋脚鋼板巻立て工</p> <p>28. 請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1 - 1 - 36環境対策の規定によるものとする。</p>	<p>28. 請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1 - 1 - 38環境対策の規定によるものとする。</p>	誤謬
道-17-15	<p>29. 請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17 - 2により実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>表17 - 2 現場溶接部の試験・検査基準</p> <p>重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。</p>	<p>請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17 - 2により実施し、その結果を監督職員に通知するものとする。</p> <p>重要部位は、円形柱下端の（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。</p>	表現の変更 表現の変更
道-17-16	<p>17 - 22 - 5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1 - 1 - 36環境対策の規定によるものとする。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1 - 1 - 38環境対策の規定によるものとする。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	誤謬